

神奈川県監査委員公表第12号

監査の結果に関する報告について

神奈川県監査委員監査基準に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施し、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年10月9日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

令和6年財務監査（定期監査）等結果報告書

神奈川県監査委員

本報告書は、神奈川県監査委員監査基準に準拠し、令和6年に実施した財務監査（定期監査）及び行政監査の結果に関する報告である。財務監査（定期監査）及び行政監査の結果については、既に出先機関の一部について結果に関する報告を決定して提出及び公表しているところであるが、今般、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づいて監査を実施した上記以外の出先機関及び本庁機関についても結果に関する報告を、同条第9項及び第12項の規定に基づき、合議により次のとおり決定した。ただし、同法第199条の2の規定に基づき、本庁機関のうち、議会局については監査委員加藤元弥及び監査委員青山圭一を、監査事務局については監査委員村上英嗣を、それぞれ監査の実施及び結果の合議から除いている。

本報告書は、既報告のものと合わせて1年分を取りまとめたものであり、同法第199条第9項の規定に基づき、これを議会及び知事並びに関係する委員会に提出するとともに公表する。

令和6年10月9日

神奈川県監査委員	村	上	英	嗣
同	吉	川	知	恵子
同	中	家	華	江
同	加	藤	元	弥
同	青	山	圭	一

目次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
1	財務監査（定期監査）	1
2	行政監査	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査実施箇所数	1
第5	監査実施期間	2
第6	監査の実施内容	2
1	財務監査（定期監査）	2
2	行政監査	2
第7	監査の結果	3
1	監査結果の概要	3
(1)	本庁機関及び出先機関別内訳	3
(2)	局等別内訳	4
2	不適切事項	5
(1)	特記すべき事案	7
(2)	複数の機関で認められた事案	26
3	要改善事項	30
(1)	経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事例	30
(2)	事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案	35
4	箇所別の監査結果	38
(1)	不適切事項又は要改善事項が認められた箇所	38
(2)	不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所	97

第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

第2 監査の対象

1 財務監査（定期監査）

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 行政監査

事務の執行（1に定める監査の対象を除く。）

第3 監査の着眼点

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかなどに着眼して監査するものである。

第4 監査実施箇所数

監査を実施した県機関は544か所で、その内訳は本庁機関195か所、出先機関349か所である。また、監査の実施方法別の内訳は、監査（甲）238か所、監査（乙）306か所（うち書面調査158か所）である。

なお、出先機関349か所のうち、令和6年4月24日までに結果を取りまとめた85か所については、監査の結果に関する報告を、令和6年7月9日に議会、知事等に提出するとともに、同日付けで公表しており、本報告書では「既報告」と表記している。

区 分	対象箇所	実 施 箇 所			計
		監査（甲）	監査（乙）		
				うち書面	
本 庁 機 関	か所 195	か所 183	か所 12	か所 0	か所 195
出 先 機 関	349	55	294	(158)	349
重点所属	17	17	0	0	17
大規模所属	12	5	7	0	12
中規模所属	63	20	43	0	63
小規模所属	7	1	6	0	7
業務定型的所属	250	12	238	(158)	250
計	544	238	306	(158)	544

(注) 1 監査（甲）は監査委員による実地調査、監査（乙）は書記（事務局職員）による実地調査又は書面調査（学校、警察署などの業務定型的所属）を実施している。

2 出先機関については、予算の規模などにより区分し、原則として、地域県政総合センターなどの重点所属は毎年、総合防災センターなどの大規模所属は隔年、職業技術校などの中規模所属は3年ごと、食肉衛生検査所などの小規模所属は4年ごとなどのサイクルで監査（甲）を実施することとしている。

第5 監査実施期間

令和6年1月18日から同年10月8日まで

出先機関： 令和6年1月18日から同年10月8日まで

(職員調査は、令和5年12月1日から令和6年7月8日まで実施)

本庁機関： 令和6年7月19日から同年10月8日まで

(職員調査は、令和6年5月14日から同年8月9日まで実施)

第6 監査の実施内容

1 財務監査（定期監査）

令和5年度の事務事業を対象として、次の各事項について監査を実施した。なお、必要に応じて過年度の事務事業も対象とした。

- (1) 予算執行の適否
- (2) 収入の適否
- (3) 支出の適否
- (4) 会計事務処理の適否
- (5) 契約締結手続及び履行の適否
- (6) 課税徴収事務の適否
- (7) 工事執行の適否
- (8) 補助金その他財政的援助の適否
- (9) 現金及び有価証券の出納保管の適否
- (10) 財産の取得、管理及び処分の適否
- (11) 庶務事務執行の適否
- (12) その他必要と認める事項

2 行政監査

1の監査と併せて、次の各事項についても監査を実施した。

- (1) 事務事業執行の適否
- (2) 組織及び執行体制の当否
- (3) その他必要と認める事項

第7 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の結果、指摘事項が257件認められ、その内訳は、不適切事項249件（うち既報告27件）、要改善事項8件（うち既報告1件）である。

「不適切事項」とは、次のいずれかに該当すると認められる事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 法令等に違反すると認められる事案
- ② 予算目的に反していると認められる事案
- ③ 不経済な行為又は損害が生じていると認められる事案
- ④ 事務処理等が適切を欠くと認められる事案

また、「要改善事項」とは、次のいずれかに該当する事案で、是正、改善等の措置状況の報告を求める必要があるものをいう。

- ① 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事案
- ② 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案

(1) 本庁機関及び出先機関別内訳

指摘した257件の本庁機関及び出先機関別の内訳は次のとおりである。

指摘事項区分	令和6年監査			令和5年監査			比較増減		
	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計	本庁機関	出先機関	計
不適切事項	79	170	249	62	181	243	17	△11	6
要改善事項	2	6	8	5	4	9	△3	2	△1
計	81	176	257	67	185	252	14	△9	5

(2) 局等別内訳

指摘した 257 件の局等別の内訳は次のとおりである。

局 等	実 施 箇 所 数	指 摘 事 項 が 認 め ら れ た 箇 所		内 訳			
		箇 所 数	件 数	不 適 切 事 項		要 改 善 事 項	
				箇 所 数	件 数	箇 所 数	件 数
政 策 局	20 (8)	7	21	7	20	1	1
総 務 局	25 (14)	8	11	8	11	0	0
くらし安全防災局	8 (3)	3	6	3	6	0	0
文化スポーツ観光局	7 (2)	2	4	2	4	0	0
環境農政局	28 (16)	17	35	17	33	2	2
福祉子どもみらい局	25 (14)	11	22	11	21	1	1
健康医療局	27 (17)	14	19	14	19	0	0
産業労働局	19 (11)	7	12	7	11	1	1
県土整備局	36 (15)	10	23	10	21	2	2
会 計 局	3 (0)	1	1	1	1	0	0
企 業 庁	28 (17)	5	6	4	5	1	1
議 会 局	4 (0)	1	2	1	2	0	0
教育委員会	193 (178)	52	84	52	84	0	0
各委員会等	9 (0)	0	0	0	0	0	0
公安委員会	112 (54)	11	11	11	11	0	0
計	544 (349)	149	257	148	249	8	8

(注) 1 実施箇所数の () は、出先機関数で内数である。

2 実施箇所数について、政策局には地域県政総合センターを含めている。

3 不適切事項の指摘箇所と要改善事項の指摘箇所には、重複している箇所があるため、指摘事項が認められた箇所数は、内訳に記載の箇所数の合計とは一致しない場合がある。

2 不適切事項

不適切事項は249件で、令和5年監査に比べて6件増加し、2年ぶりの増加となっている。

不適切事項の内容は、後記「4 箇所別の監査結果」のとおりであるが、指摘した事務の項目別に整理すると次表のとおりであり、契約の項目が6件増加し90件と5年連続で最も件数が多くなったほか、支出の項目は2件減少したものの、2番目に多い50件となっている。

(監査実施箇所数 令和6年：544か所、令和5年：547か所)

項 目	令和6年監査		令和5年監査		件 数 比 較 増 減	対前年 比 率
	件 数	構成率	件 数	構成率		
財 務 監 査	239	96.0	236	97.1	3	101.3
予 算 執 行	34	13.7	21	8.6	13	161.9
収 入	12	4.8	13	5.3	△ 1	92.3
支 出	50	20.1	52	21.4	△ 2	96.2
会計事務処理	0	0.0	0	0.0	0	0.0
契 約	90	36.1	84	34.6	6	107.1
課 税 徴 収	1	0.4	0	0.0	1	皆増
工 事	7	2.8	5	2.1	2	140.0
補 助 金	1	0.4	0	0.0	1	皆増
現金・有価証券	0	0.0	0	0.0	0	0.0
財 産	34	13.7	48	19.8	△ 14	70.8
庶 務	2	0.8	1	0.4	1	200.0
そ の 他	8	3.2	12	4.9	△ 4	66.7
行 政 監 査	10	4.0	7	2.9	3	142.9
事 務 事 業	6	2.4	6	2.5	0	100.0
組 織 ・ 執 行 体 制	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	4	1.6	1	0.4	3	400.0
計	249	100.0	243	100.0	6	102.5

(注) 構成率は、小数点第2位以下を四捨五入しているため集計しても計と一致しない場合がある。

不適切事項の内容としては、契約の締結に係る手続を誤っていたもの、履行確認に当たり、検査調書等を作成していなかったもの、予算の執行科目を誤っていたものなど事務処理の誤りによるものが多数認められたほか、支払期限までに支払を行っていなかったもの、履行確認の期限までに検査を完了していなかったもの、物品の出納に係る手続等を行っていなかったものなど事務処理の遅れや未処理によるものも多数発生していた。

不適切事項として指摘したものの中には、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態が15件見受けられたが、関係所属において、これらの指摘に基づき適切な処置を講じないまま決算事務が行われた場合、歳入歳出決算書等の計数に誤りが生ずる結果となる。そして、予算の執行に当たり科目を誤っていた事態のうち7件については、関係所属において適切な処置を講ずることができなかつたため、6年連続して歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となった。また、決算事務の過程において会計管理システムへの登録額を誤っていたため、歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められた事態や、看護師等修学資金貸付金等について、貸付金の返済免除を決定していたものがあつたのに、これらを債権額から控除しておらず、債権管理が適切でなかつたため、財産に関する調書において、当該貸付金の「決算年度末現在高」等の金額に誤りが認められた事態も見受けられた。

さらに、不適正な経理処理が行われていた事案として、試験研究機関等7機関において、各機関等に所属する研究者から譲渡されたとする科学研究費補助金等の間接経費等について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど、令和4年度からの間接経費等の繰越分などと合わせて合計19,657,710円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた事態や、県立高校の体育館改修及び耐震補強工事において、適正な手続により締結した契約に基づく支払ができないことから、不適正な経理処理を行って体育館の備品に係る費用を支払っていた事態も見受けられた。

このほか、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他の国際約束を実施するため、地方公共団体の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものの取扱いに関する特例について規定した「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」に基づく契約手続が適切に行われておらず、その公正性及び透明性が確保されていない事態など法律・政令に違反する事態も昨年に引き続き見受けられた。

不適切事項の多くは、関係法令及び財務関係諸規定の理解不足のほか、各所属における確認不足及び進行管理の不備などに起因するものと考えられることから、各所属においては、研修の実施、マニュアルの作成・充実等により関係法令等に係る理解の向上に努めるほか、進行管理表の作成、スケジュールの共有化等の具体的な措置を講じることなどにより、適正な事務の執行に向けて、より一層努力する必要がある。特に、科学研究費補助金等の間接経費等に係る不適正な経理処理については、一部の機関を除き、こうした経理処理が長期間にわたり常態化していたものであることも踏まえて、早急に適切な措置を講じる必要がある。

一方、令和2年4月から内部統制制度が導入されたところであるが、不適切事項の件数は、令和5年監査と比べて増加しており、令和3年監査以降、240件を超える水準で推移していることに加え、6年連続して歳入歳出決算書等の金額に誤りが認められる結果となったことや、不適正な経理処理も見受けられたことなどから、本報告における監査委員による指摘等も踏まえ、全庁的に対応策を実施するリスク等の見直しを行うなど、より効果的な内部統制の整備及び運用に向けて取り組んでいくことが重要である。

(1) 特記すべき事案

不適切事項249件のうち、特記すべきものが次のとおり89件ある。

ア 金額的に特記すべき事案

(7) 過大支出又は収入不足の指摘でその規模が5万円以上のもの

a 予算執行

- 令和3年度県営漁港整備事業（県単）小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託・令和4年度県営漁港整備事業（県単）小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託合併ほか2件（契約額計24,264,900円）の執行に当たり、海岸保全区域の見直しに向けた土地境界確定のための用地測量について、新たに設定する海岸保全区域線と接する土地だけでなく、必ずしも用地境界を明確にする必要のない土地についても実施していた。その結果、本来用地測量を実施する必要がなかった土地に係る測量費1,414,600円を支払っていた。

（環境農政局 神奈川県西部漁港事務所 p55）

b 支出

- 保有する公用車8台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料52,928円を支払っていた。

（総務局 財産経営部庁舎管理課 p44）

- 酪農家が使用する搾乳器具の有機物測定に当たり、職員が自ら機材を分解し破損させてしまったことにより、機器修理代金相当額として機器所有者への見舞金1件、154,660円を支払っていた。

（環境農政局 神奈川県畜産技術センター p53）

- 令和5年度下半期神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金事業運營業務委託契約（契約額22,730,785円）について、受注者へ提供した当該支援金の申請案内の原稿の一部に誤りがあったことから、受注者において当該申請案内の再印刷等が必要となった。これにより、759,000円の追加費用が発生していた。

（健康医療局 保健医療部医療整備・人材課 p60）

- タクシーメーター装置検査の際にタクシーのバンパーに損傷を与えたことに伴う修理代1件、168,388円を支払っていた。

（産業労働局 神奈川県計量検定所 p67）

c 契約

- 令和5年度機械警備業務委託（契約額369,600円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、校舎の耐震補強工事の完了時期となる令和5年10月に合わせた契約期間とするなどし、その後に新たな契約を開始することにより、仮設校舎からの移転に伴う機器の撤去及び再設置に係る費用が当該契約額に含まれるため不要となるどころ、令和5年度末までの契約期間としたことにより、機器の撤去費用338,800円、再設置に係る費用1,496,000円、計1,834,800円の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。

（教育委員会 神奈川県立中原支援学校 p92）

- 警察署独身寮に設置させている自動販売機の使用に伴う電気料について、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額616,041円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づき、貸主である警察署長との協議の上、借主が支払わなければならないとされているにもかかわらず、令和5年度分計83,169円を借主に負担させていなかった。

（公安委員会 神奈川県横須賀警察署 p95）

d 課税徴収

- 個人事業税の課税に当たり、建物の貸付規模が事業と認定すべき基準に満たなかったにもかかわらず、不動産貸付業に該当するものとして誤って課税していたものが10件、2,100,100円（本税）あった。その結果、上記の課税誤り10件、2,100,100円（本税）の返還に当たり、還付加算金が63,700円発生していた。

（総務局 神奈川県相模原県税事務所 p45）

e 工事

- 急傾斜地崩壊危険区域東田原地区吹付法砕工事の変更設計額の積算に当たり、法面工のモルタル吹付工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（81,367,000円）が1,144,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（74,027,800円）が1,040,600円過大であった。

（県土整備局 神奈川県平塚土木事務所 p68）

f 財産

- 川崎市に対する普通財産（元サンライフ川崎敷地、5,227.00㎡）の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料を徴収しているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、貸付料を無償として貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり無償で貸し付けており、令和5年度において貸付料26,538,930円を免除していた。

（総務局 財産経営部財産経営課 p43）

- 社会福祉法人に対する普通財産（小児医療相談センター敷地、427.20㎡）の貸付けに当たり、小児医療相談センターの診療所部分では保険診療等が行われており、貸付けに係る施設の利用料が実費又は低額とは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、診療所部分に係る貸付料を減額して貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり減額して貸し付けており、令和5年度において貸付料2,024,895円を減額していた。

（総務局 財産経営部財産経営課 p43）

- 公益財団法人に対する市町村研修センター事務室及び講師控室の使用に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和5年度の使用料1件、1,331,906円が徴収不足であった。

（文化スポーツ観光局 国際課 p47）

(イ) 支払不足又は過大徴収の指摘でその規模が10万円以上のもの

a 工事

- 令和4年度急傾斜地崩壊対策工事 公共（その2）県単（その6）合併の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費69,600円を計上していなかったことにより、変更後の設計額（157,443,000円）が110,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（143,550,627円）が101,497円過小であった。

（県土整備局 神奈川県平塚土木事務所 p68）

- 令和4年度河川改修工事公共県単合併の変更設計額の積算に当たり、準備費の伐採処分工について、伐採材の運搬費の計上を行わなかったため、変更後の設計額（39,941,000円）が242,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（36,730,100円）が222,200円過小であった。

（県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター p71）

(ウ) 上記(ア)又は(イ)には該当しないが、収入又は支出に関する指摘でその規模が100万円以上のもの（契約手続に関するものを除く。）

a 予算執行

- 令和4年度神奈川県林業・木材産業等振興交付金（高性能林業機械等の導入）について、繰越明許の繰越しに係る令和5年度予算の再配当を受けないまま、当該事業予算の再配当額が0円であったにもかかわらず、交付金1,413,000円を令和5年10月に支出していた。

（政策局 神奈川県湘南地域県政総合センター p41）

- 小田原合同庁舎施設等転貸賃借料5件、2,863,604円について、(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入(節) 総務費雑入とすべきところ、いずれの貸付けについても、当初の貸付期間の開始日から長年にわたり、(款) 財産収入(項) 財産運用収入(目) 財産貸付収入(節) 土地建物等貸付収入で収入していた。

(政策局 神奈川県県西地域県政総合センター p41)

- 神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「(節) 負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節) 報償費」で執行していた。

(産業労働局 中小企業部中小企業支援課 p66)

- 県土整備局住宅営繕事務所(以下「住宅営繕事務所」という。)への依頼工事により実施した神奈川県立光陵高等学校(以下「光陵高校」という。)における体育館改修及び耐震補強工事(以下「本件工事」という。)について、教育局行政部教育施設課(以下「教育施設課」という。)は、住宅営繕事務所から本件工事の予算が不足するとの報告を受けて、バレーボール支柱等の体育館の備品(以下「床関連備品」という。)の調達(調達額2,583,900円)について、本件工事の契約とは別の契約により支払うこととし、令和5年11月に本件工事の契約の対象から除外したが、同年10月には、本件工事の請負業者(以下「業者」という。)が光陵高校に床関連備品を納入し、受領されていることなどから、新たに床関連備品の調達に係る契約を締結することはできず、また、本来、床関連備品の調達を本件工事の契約の対象から除外することはできないものであったところ、教育施設課は、令和6年3月になって、予算の流用を行い必要な財源を確保した上で執行手続を行い、業者に対して床関連備品の費用を支払っているが、これは、適正な手続により締結した契約に基づく支払ではなく、不適正な経理処理を行って業者に対して支払を行ったものであった。

(教育委員会 行政部教育施設課 p76)

- 生徒用ロッカーリース契約ほか2件(契約総額11,491,200円)の令和元年度から令和4年度までの支払額計3,953,400円について、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。

(教育委員会 神奈川県立生田高等学校 p83)

b 支出

- 令和5年度神奈川県庁舎(本庁舎・新庁舎・西庁舎)ほか2施設で使用する令和5年4月分の電気代ほか2件(支払額計34,782,926円)について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、名刺印刷代ほか2件(支払額計180,730円)について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。

(総務局 総務室 p42)

- 電気代1件、17,221,784円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

(総務局 財産経営部庁舎管理課 p44)

- 介護サービス情報調査事業委託契約3件に係る令和5年10月分の支払額計3,468,420円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息3件、3,100円を支払っていた。

(福祉子どもみらい局 総務室 p55)

(I) 財産管理に関する指摘でその規模が100万円以上のもの

- 川崎市に対する普通財産(元サンライフ川崎敷地、5,227.00㎡)の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料を徴収しているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、貸付料を無償として貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり無償で貸し付けており、令和5年度において貸付料26,538,930円を免除していた。【再掲】

(総務局 財産経営部財産経営課 p43)

- 社会福祉法人に対する普通財産(小児医療相談センター敷地、427.20㎡)の貸付けに当たり、小児医療相談センターの診療所部分では保険診療等が行われており、貸付けに係る施設の利用料が実費又は低額とは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、診療所部分に係る貸付料を減額して貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり減額して貸し付けており、令和5年度において貸付料2,024,895円を減額していた。【再掲】

(総務局 財産経営部財産経営課 p43)

- 公益財団法人に対する市町村研修センター事務室及び講師控室の使用に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和5年度の使用料1件、1,331,906円が徴収不足であった。【再掲】

(文化スポーツ観光局 国際課 p47)

- 看護師等修学資金貸付金及び理学療法士等修学資金貸付金について、返済免除を決定していたもの(看護師等修学資金貸付金105件、47,564,268円及び理学療法士等修学資金貸付金1件、125,000円)があったにもかかわらず、これらを債権額から控除しておらず、債権管理が不適切であった。

(健康医療局 保健医療部医療整備・人材課 p60)

- 神奈川県立光陵高等学校の体育館に設置するために取得したバレーボール支柱など備品3点（価格計1,669,800円）について、同校に対して備品台帳への登録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を取得年度に依頼していなかった。その結果、同校における物品の管理に係る手続が会計年度を超えて遅延していた。

（教育委員会 行政部教育施設課 p76）

- 購入により取得したL3 Switch等（価格計3,080,000円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。

（教育委員会 指導部高校教育課 p78）

- 令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件（契約額計4,268,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。

（教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85）

- 神奈川県立座間高等学校グラウンド照明設備等設置工事により新設した照明設備6件（取得価額計1,829,418円）及び処分した照明設備1件（台帳価格999,000円）について、神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立座間高等学校 p90）

- 南棟和室改修工事（契約額2,310,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が2,310,000円過小であった。

（教育委員会 神奈川県立伊勢原支援学校 p92）

(オ) 契約手続に関する指摘でその規模が1,000万円以上のもの

- 庁舎清掃業務委託契約（契約額26,860,460円）について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、受託者を決定していた。

（政策局 神奈川県立公文書館 p39）

- 令和5年度県有緑地等緊急防災対策事業県単（その13）小網代の森防護柵更新工事ほか71件（支払額計43,114,410円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。
(政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p39)
- 令和4年度玄倉水源林整備業務（日陰畑）ほか（ゼロ県債）に係る変更契約（変更後契約額20,101,400円）について、神奈川県財務規則に基づき、契約保証金の増額分738,551円を受注者が納付したことを確認した後に変更契約を締結すべきところ、納付前に変更契約を締結していた。
(政策局 神奈川県県西地域県政総合センター p41)
- 寄観測点地震・傾斜観測装置の購入契約（契約額39,325,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。
(くらし安全防災局 神奈川県温泉地学研究所 p46)
- 令和5年度ニホンジカ管理捕獲業務委託契約ほか2件（契約額計77,667,989円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。
(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50)
- 令和5年度神奈川県地域生活支援事業（川崎圏域）業務委託契約（契約額11,533,000円）について、研修の受講人数の減少に伴って変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者から提出された業務実績報告書等に基づき、当初契約額より342,480円減額した11,190,520円を支払っていた。
(福祉子どもみらい局 福祉部障害福祉課 p55)
- 庁舎清掃業務委託契約ほか1件（契約額計13,458,390円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。
(福祉子どもみらい局 神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所 p57)
- 中央監視装置更新工事契約（契約額21,065,000円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。[既報告]
(福祉子どもみらい局 さがみ緑風園 p60)

- 神奈川県指定難病特定医療費等管理システム改修業務委託契約（契約額 11,719,400円）及び肝炎ウイルス検査業務委託2件（単価契約、支払額計 32,626円）について、受注者に個人情報を取扱っているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。

（健康医療局 保健医療部がん・疾病対策課 p61）

- 神奈川障害者職業能力開発校が締結している職業訓練委託契約（契約額 22,176,000円）について、競争的手続の対象外として財務規則第50条の3第1項各号に定められている契約に該当するとは認められないにもかかわらず、競争的手続を行わないまま特定の者と一者随意契約を締結していた。

（産業労働局 労働部産業人材課 p67）

- マシニングセンタ賃貸借契約ほか3件（契約額計22,537,416円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が80万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。[既報告]

（産業労働局 神奈川県立西部総合職業技術校 p67）

- 令和4年度河川修繕工事（ゼロ県債）1件、42,406,100円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。

（県土整備局 神奈川県県西土木事務所小田原土木センター p71）

- 給水装置工事サポートシステム運用業務委託契約（契約額18,014,700円）の令和5年12月分（支払額1,155,192円）の検査に当たり、契約書で定められた期限の3日後に検査を完了していた。

（企業庁 水道部水道施設課 p74）

- スクールロッカーの購入契約ほか3件（契約額計20,912,320円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。

（教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84）

- スクールロッカーの購入契約ほか3件（契約額計20,912,320円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。

（教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84）

- 格技場エアコン設置代ほか192件（支払額計22,983,522円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84）

- スキャナーの賃貸借及び保守契約ほか1件（長期継続契約、契約総額計11,860,200円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。

（公安委員会 総務部総務課 p93）

- 金沢警察署幸浦交番ほか5交番整備・維持管理・修繕更新事業基本契約ほか5件（契約額計702,542,500円）について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める施設整備業務期間の末日である令和6年3月31日までに変更契約を締結していなかった。

（公安委員会 総務部施設課 p94）

イ 内容的に特記すべき事案

(7) 法律・規則（政省令及び条例を含む。）違反のもの

a 同一箇所で異なる法律・規則違反が3件以上あったもの

- (a) 契約事務において、次のとおり誤りがあった。

- a' 令和4年度玄倉水源林整備業務（日陰畑）ほか（ゼロ県債）に係る変更契約（変更後契約額20,101,400円）について、神奈川県財務規則に基づき、契約保証金の増額分738,551円を受注者が納付したことを確認した後に変更契約を締結すべきところ、納付前に変更契約を締結していた。【再掲】

- b' 令和4年度千代地区地区界測量業務委託契約（契約額5,926,140円）の履行確認に当たり、契約で定められた期限の1日後に検査を完了していた。

- c' 令和5年度足柄幹線林道（小田原地区）パトロール委託業務契約ほか1件（単価契約、支払額計1,096,667円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。

（政策局 神奈川県県西地域県政総合センター p41）

- (a) 予算の執行において、所属する研究者から、令和5年度に譲渡されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費420,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

- (b) 支出事務において、令和5年度湖尻園地運動広場水飲み場漏水修理代1件、22,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

- (c) 契約事務において、令和5年5月分の宅配便利用料金ほか4件（支払額計19,530円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

- (d) 財産管理事務において、給水管設置のための行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除しているものがあつた。これにより、令和5年度の使用料1件、1,105円が徴収不足であつた。

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50)

- (a) 予算の執行において、令和5年4月3日に公文書複写代収入及び行政文書の写し等の交付費用として納入した現金1件、310円について、令和4年度の収入として処理すべきところ、令和5年度の収入として処理していた。
- (b) 支出事務において、令和5年度NHK放送受信料74,454円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和4年度3月分の積雪観測装置回線使用料19,646円ほか3件(支払額計79,816円)を支払期限より後に支払っていた。
- (c) 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和5年度の共架電線に係る使用料1件、1,320円が徴収不足であつた。
- (d) 物品管理事務において、テレビ1台について、特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器廃棄物管理票の写しの交付を受けないまま処分していた。
- (e) 事務事業の執行において、平成9年から平成11年頃までに旧松田土木事務所が発注した県道78号(御殿場大井)南足柄市竹松地内下原隧道の照明灯交換工事により発生した蛍光灯用安定器等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(以下「高濃度PCB廃棄物」という。)について、令和4年12月に同工事の受注者から高濃度PCB廃棄物を倉庫で保管しているとの連絡を受け、このことを再認識し、高濃度PCB廃棄物の処分に着手していたのに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特措法」という。)に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、蛍光灯用安定器等の高濃度PCB廃棄物について、PCB特措法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。

(県土整備局 神奈川県県西土木事務所 p70)

- (a) 契約事務において、次のとおり誤りがあつた。
- a' 神奈川県公立高等学校等特色紹介冊子「輝けきみの明日—行きたい・知りたい公立高校—令和6年度入学生にむけて」の作成代(契約額1,518,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成してなかった。

- b' 令和6年度神奈川県立中等教育学校入学者決定（令和5年度実施）におけるイベント予約システム及びインターネット出題システム構築及び運営保守業務委託契約（契約額1,089,000円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。
- (b) 物品管理事務において、購入により取得したL3 Switch等（価格計3,080,000円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。【再掲】
(教育委員会 指導部高校教育課 p78)
- (a) 契約事務において、物品の購入を含む防犯カメラ増設工事契約（予定価格429,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。
- (b) 財産管理事務において、令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件（契約額計4,268,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。【再掲】
- (c) 物品管理事務において、購入により取得した防犯カメラ（価格110,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。
(教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85)

b 同一箇所で同一の法律・規則違反が3件以上あったもの

(a) 予算執行

- 生徒用ロッカーリース契約ほか2件（契約総額11,491,200円）の令和元年度から令和4年度までの支払額計3,953,400円について、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。【再掲】
(教育委員会 神奈川県立生田高等学校 p83)

(b) 収入

- 領収した現金4件、320円について、神奈川県財務規則で定める現金領収書の交付、出納員等への現金の引継ぎ及び現金出納簿への記載を行っていなかった。
(環境農政局 神奈川県西部漁港事務所 p55)

(c) 支出

- 令和5年度神奈川県庁舎（本庁舎・新庁舎・西庁舎）ほか2施設で使用する令和5年4月分の電気代ほか2件（支払額計34,782,926円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、名刺印刷代ほか2件（支払額計180,730円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。【再掲】

（総務局 総務室 p42）

- 職員が立て替えて支払った有料駐車場利用料金10件、3,390円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。

（福祉子どもみらい局 神奈川県中央児童相談所 p56）

- 令和5年度医学検査業務委託契約（単価契約、支払額955,362円）に係る令和5年5月分から同年9月分までの支払額340,778円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息5件、2,000円を支払っていた。

（健康医療局 神奈川県立煤ヶ谷診療所 p63）

- 清水ヶ丘公園体育館使用料ほか4件（支払額計14,534円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。

（教育委員会 神奈川県立光陵高等学校 p82）

(d) 契約

- 令和5年度県有緑地等緊急防災対策事業県単（その13）小網代の森防護柵更新工事ほか71件（支払額計43,114,410円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】

（政策局 神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター p39）

- 令和5年5月分の宅配便利用料金ほか4件（支払額計19,530円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】

（環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50）

- 令和5年度4月分のプロパンガス代ほか22件（支払額計158,182円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。

（環境農政局 神奈川県水産技術センター内水面試験場 p54）

- 庁舎清掃業務委託契約（契約額1,969,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔既報告〕

（福祉子どもみらい局 神奈川県平塚児童相談所 p57）

- 神奈川県立川崎北高等学校機械警備業務委託契約（契約総額1,574,532円、契約期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔既報告〕

（教育委員会 神奈川県立川崎北高等学校 p83）

- スクールロッカーの購入契約ほか3件（契約額計20,912,320円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。【再掲】

（教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84）

- 格技場エアコン設置代ほか192件（支払額計22,983,522円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。【再掲】

（教育委員会 神奈川県立相模原高等学校 p84）

(e) 財産

- 令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件（契約額計4,268,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。【再掲】

（教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85）

- 教育財産の目的外使用許可の的行わないうまま電柱に通信線等が共架されているものがあつた。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であつた。〔既報告〕

（教育委員会 神奈川県立厚木東高等学校 p88）

c 法律・規則違反の状態が1年以上継続しているもの

(a) 予算執行

- 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費3,018,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費の繰越分563,000円と合わせて計3,581,000円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(くらし安全防災局 神奈川県温泉地学研究所 p46)

- 所属する研究者が共同研究の分担者として交付を受けた科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「補助金等」という。）について、他の研究機関との共同研究による県の収入であると誤認したため、補助金等の直接経費1,211,500円について、県が譲渡を受けるべき資金ではないにもかかわらず、県の歳入としていた。また、補助金等の間接経費363,450円について、当該研究者を納入者として歳入の調定をして譲渡を受けるべきところ、共同研究の代表者が所属する研究機関から補助金等の送金を受けるに当たり、当該代表者が所属する研究機関を納入者として歳入の調定を行い、県の歳入としていた。

(環境農政局 神奈川県農業技術センター p52)

- 令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、令和4年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。

(福祉子どもみらい局 神奈川県立おおいそ学園 p58)

- 所属する研究者から令和5年度に譲渡等されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費660,000円、当該助成金の直接経費に関して生じた利子46円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経費480,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など1,465,335円と合わせて計2,605,381円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(健康医療局 神奈川県衛生研究所 p61)

- 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費945,000円並びにこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子26円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど計945,029円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立金沢文庫 p80)

- 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費に関して生じた利子19円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など496,299円と合わせて計496,318円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立近代美術館 p81)

- 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費2,010,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子74円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など648,143円と合わせて計2,658,217円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立歴史博物館 p81)

- 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費5,205,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子144円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など3,746,621円と合わせて計8,951,765円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

(教育委員会 神奈川県立生命の星・地球博物館 p82)

(b) 財産

- 賃貸借により調達した電子複写機3台(単価契約)について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。【既報告】

(福祉子どもみらい局 神奈川県立青少年センター p59)

- 立木の管理に当たり、神奈川県県有財産規則第46条に定める立木に係る県有財産台帳を作成し管理すべき単独樹木258本が存在するにもかかわらず、立木に係る県有財産台帳を作成していなかった。

(県土整備局 神奈川県藤沢土木事務所 p69)

- 行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあつた。これにより、令和5年度の共架電線に係る使用料1件、1,320円が徴収不足であつた。【再掲】

(県土整備局 神奈川県西土木事務所 p70)

- 令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件（契約額計4,268,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。【再掲】
（教育委員会 神奈川県立相模原弥栄高等学校 p85）
- 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあつた。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であつた。[既報告]【再掲】
（教育委員会 神奈川県立厚木東高等学校 p88）
- 教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯3基が共架されているものがあつた。[既報告]
（教育委員会 神奈川県立厚木商業高等学校 p88）

(c) 庶務

- 令和4年3月31日に退職した臨時的任用職員1名の退職手当について、算定の基礎となる勤続期間を4年間とすべきところ、1年間で算定したため、支給額が598,623円不足し、当該不足額の支給に当たり、遅延損害金1件、18,450円が発生していた。
（議会局 総務課 p74）

(d) 行政監査

- 平成9年から平成11年頃までに旧松田土木事務所が発注した県道78号（御殿場大井）南足柄市竹松地内下原隧道の照明灯交換工事により発生した蛍光灯用安定器等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）について、令和4年12月に同工事の受注者から高濃度PCB廃棄物を倉庫で保管しているとの連絡を受け、このことを再認識し、高濃度PCB廃棄物の処分に着手していたのに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていないかつた。また、蛍光灯用安定器等の高濃度PCB廃棄物について、PCB特措法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていないかつた。【再掲】
（県土整備局 神奈川県県西土木事務所 p70）
- 昭和34年から横須賀高等学校本館（A棟）に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である投光器（水銀灯）用安定器2台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていないかつた。また、同法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていないかつた。
（教育委員会 神奈川県立横須賀高等学校 p86）

(イ) 予算目的に著しく反しているもの

- 該当なし。

(ウ) 事務処理等が著しく不適切なもの

a 法定期限はないが事務処理の遅延が1年以上にわたるもの

- 契約事務において、令和5年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託ほか1件（契約額計6,174,850円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。

（政策局 総務室 p38）

- 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1本に係る都市公園の占用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを令和4年6月に認識したため、占用許可とともに許可後の期間に係る使用料の収入調定を行ったが、不当利得返還請求権に基づく占用許可前の期間に係る使用料相当額13,213円の収入調定を行っていなかった。

（県土整備局 神奈川県西土木事務所小田原土木センター p71）

- 収入事務において、就学支援金の申請書類の保護者からの提出が遅れたことにより就学支援金を充当することができず収入未済となった令和元年度の授業料1件、29,700円について、その後、文部科学省へ過年度に係る実績報告書の訂正を行うことにより追加支給を受ける必要があったにもかかわらず、令和5年12月まで当該実績報告書の訂正を行っておらず、追加支給の手続が著しく遅れていた。

（教育委員会 行政部財務課 p75、神奈川県立愛川高等学校 p91）

※ 2か所に対する指摘であるため、2件としてカウントしている。

- 契約事務において、令和5年度における部活動インストラクター12名の委嘱に当たり、部活動インストラクター取扱要綱に反し、所要の保険への加入契約を行っていなかった。

（教育委員会 神奈川県立新羽高等学校 p83）

- 支出事務において、令和元年度授業料に係る過誤納還付金1件、29,700円について、誤徴収した日から1年を超えて還付していた。

（教育委員会 神奈川県立大和南高等学校 p89）

b 県民の身体、生命及び財産等に直ちに影響のあるもの

- 該当なし。

c 県民が利用する施設等の管理を怠り危険な状態となっているもの

- 該当なし。

d 業者等への支払の期限を6月以上超過しているもの

- 予算の執行において、令和4年4月に開催した感染症診査協議会の委員報酬19,000円について、令和4年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、履行確認を行わないまま会計年度が終了したため、令和4年度予算で支出ができず、令和5年度予算により支出していた。

(健康医療局 神奈川県平塚保健福祉事務所 p62)

- 庶務事務において、令和4年3月31日に退職した臨時的任用職員1名の退職手当について、算定の基礎となる勤続期間を4年間とすべきところ、1年間で算定したため、支給額が598,623円不足し、当該不足額の支給に当たり、遅延損害金1件、18,450円が発生していた。【再掲】

(議会局 総務課 p74)

e 上記のほか、故意又は重大な過失が認められるもの

- 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費3,018,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費の繰越分563,000円と合わせて計3,581,000円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(くらし安全防災局 神奈川県温泉地学研究所 p46)

- 予算の執行において、所属する研究者から、令和5年度に譲渡されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費420,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター p50)

- 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡等されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費660,000円、当該助成金の直接経費に関して生じた利子46円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経費480,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など1,465,335円と合わせて計2,605,381円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。

【再掲】

(健康医療局 神奈川県衛生研究所 p61)

- 予算の執行において、県土整備局住宅営繕事務所（以下「住宅営繕事務所」という。）への依頼工事により実施した神奈川県立光陵高等学校（以下「光陵高校」という。）における体育館改修及び耐震補強工事（以下「本件工事」という。）について、教育局行政部教育施設課（以下「教育施設課」という。）は、住宅営繕事務所から本件工事の予算が不足するとの報告を受けて、バレーボール支柱等の体育館の備品（以下「床関連備品」という。）の調達

(調達額2,583,900円)について、本件工事の契約とは別の契約により支払うこととし、令和5年11月に本件工事の契約の対象から除外したが、同年10月には、本件工事の請負業者(以下「業者」という。)が光陵高校に床関連備品を納入し、受領されていることなどから、新たに床関連備品の調達に係る契約を締結することはできず、また、本来、床関連備品の調達を本件工事の契約の対象から除外することはできないものであったところ、教育施設課は、令和6年3月になって、予算の流用を行い必要な財源を確保した上で執行手続を行い、業者に対して床関連備品の費用を支払っているが、これは、適正な手続により締結した契約に基づく支払ではなく、不適正な経理処理を行って業者に対して支払を行ったものであった。【再掲】

(教育委員会 行政部教育施設課 p76)

- 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費945,000円並びにこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子26円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど計945,029円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立金沢文庫 p80)

- 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費に関して生じた利子19円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など496,299円と合わせて計496,318円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立近代美術館 p81)

- 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費2,010,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子74円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など648,143円と合わせて計2,658,217円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立歴史博物館 p81)

- 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費5,205,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子144円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など3,746,621円と合わせて計8,951,765円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。【再掲】

(教育委員会 神奈川県立生命の星・地球博物館 p82)

(2) 複数の機関で認められた事案

(1)とは別に執行の参考とするため、複数の機関で認められた不適切事項を原因とともに示すと次のとおりである。(1)で示した事案も含む。)

ア 予算執行

- 予算の執行に当たり、科目を誤っていたものがあつた。(14か所)
この不適切な取扱いは、予算の執行における科目についての理解や確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 所属する研究者から譲渡されたとする科学研究費補助金等の間接経費等について歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、市中銀行に開設した預金口座で別に経理していたものがあつた。(7か所)
この不適切な取扱いは、地方自治法の規定により、歳入予算への編入が必要であることについての理解や認識が不十分であつたことなどによるものである。

イ 収入

- 使用料等の調定に当たり、3月を超えて遅れていたものがあつた。(3か所)
この不適切な取扱いは、事務手続きの理解が不十分であつたこと、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

ウ 支出

- 公共料金等の支払いに当たり、支払期限までに支払を行っていないかつたものがあつた。(32か所)
この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

- 所属が保有する公用車について、業務上テレビを視聴する必要性がないと認められるにも関わらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHK放送受信契約を締結しており、受信料を支払っているものがあつた。(4か所)
この不適切な取扱いは、公用車においてテレビを視聴する必要性や現在取りうる情報収集の方法が様々にある中での代替手段等についての検討が十分にできていなかったことなどによるものである。

- 謝礼金等の履行確認に当たり、事業実施後3月を超えて遅れていたものがあつた。(3か所)
この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

エ 契約

- 履行確認に当たり、検査調書を作成していなかったもの又は検査調書を作成していなかった場合に必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかったものがあった。(19か所)
この不適切な取扱いは、関連法規に対する認識の不足、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。
- 履行確認に当たり、期限までに検査を完了していなかったものがあった。(8か所)
この不適切な取扱いは、関連法規に対する認識の不足、進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 予定価格が100万円を超える随意契約等について、速やかに契約結果を公表すべきところ、公表していないものがあった。(8か所)
この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。
- 競争入札により契約者を決定すべきところ、随意契約を行っているものがあった。(5か所)
この不適切な取扱いは、類似契約を一括発注すべき認識を欠いていたこと、財務規則等についての理解や確認が不十分であったことなどによるものである。
- 契約の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していたものがあった。(4か所)
この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解や確認が不十分であったこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。
- 契約期間の開始日が令和5年4月1日である契約に当たり、会計局長通知に反して同月30日までに契約を締結していなかったものがあった。(4か所)
この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であったことなどによるものである。
- 随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、見積合せを実施せず、一者随意契約を行っていたものがあった。(4か所)
この不適切な取扱いは、財務規則等についての理解や確認が不十分であったこと、複数の職員による確認が不十分であったことなどによるものである。

- 契約において受注者に個人情報扱を扱わせているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかったものがあつた。(3か所)

この不適切な取扱いは、契約書で定められた内容の確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 変更契約をすべきところ、行つていなかったものがあつた。(3か所)

この不適切な取扱いは、進行管理が不十分であつたことなどによるものである。

オ 工事

- 工事の設計額又は変更設計額の積算に当たり、所要の費用を過大に計上して積算していたことなどにより、設計額、変更設計額又は変更契約額が過大又は過小となつていたものがあつた。(6か所)

この不適切な取扱いは、積算基準の理解や検算者の確認が不十分であつたことなどによるものである。

カ 財産

- 行政財産等の使用許可等又は教育財産の目的外使用許可を行わずに電柱等が設置等されていた事案に対する不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額の請求に当たり、事業者の消滅時効援用により請求額の一部が徴収できなかったものがあつた。(6か所)

この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であつたことなどによるものである。

- 神奈川県財務規則の規定に反して物品の出納に係る手続などを行つていなかったものがあつた。(4か所)

この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、複数の職員による確認が不十分であつたことなどによるものである。

- 行政財産等の使用許可等に当たり、使用料減免基準等の対象とならないにもかかわらず、使用料の免除等をしていただものがあつた。(4か所)

この不適切な取扱いは、使用料の減免対象の確認を十分に行わなかつたことなどによるものである。

- 固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行つたとき等に必要な建物台帳等の価格の再算定及び神奈川県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行つていないことにより、建物台帳等の価格が過大又は過小となつていたものがあつた。(3か所)

この不適切な取扱いは、財産例規に係る理解が不十分であつたことなどによるものである。

- 行政財産の使用許可又は教育財産の目的外使用許可を行わずに、電柱に通信線等が共架されていたものがあった。(3か所)
 - このことにより使用料を徴収していなかったものがあった。(2か所)
 - この不適切な取扱いは、管理する財産の現状把握が不十分であったことなどによるものである。

キ その他

- 謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税の納付に当たり、法定納期限内に納付を行っていなかったものがあった。(7か所)
 - この不適切な取扱いは、所要の手続きを失念していたこと、進行管理が不十分であったことなどによるものである。

3 要改善事項

要改善事項の8件を、指摘した事由の別に掲げると次のとおりである。

(1) 経済性、効率性又は有効性の観点から改善が必要と認められる事例

ア 箱根ジオパーク推進協議会における県負担金に関する件

(政策局 神奈川県県西地域県政総合センター)

箱根ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が行う事業に要する経費については、協議会を構成する県西地域の2市3町（以下「関係市町」という。）と県との合意に基づき、総事業費の予算額から、公益財団法人神奈川県市町村振興協会（以下「振興協会」という。）の助成金、前年度繰越金、協賛金等（以下「振興協会助成金等」という。）を控除した金額の2分の1ずつを県と関係市町で負担することとなっているが、協議会において、毎年、予算では見込んでいなかった翌年度繰越額が生じており、県の負担金（以下「県負担金」という。）を原資とする資金が当年度に使用されないまま翌年度に繰り越され、引き続き、協議会内部に留保されることになっていた。

協議会は、日本ジオパークに認定された箱根ジオパークを、ユネスコ世界ジオパークネットワークのガイドラインに沿った質の高いジオパークにするべく、環境整備などを行い、質的向上を図っていくことなどを目的として、県、関係市町、民間の団体・企業等を構成員として平成23年5月に設立された組織である。

協議会が行う事業に要する経費については、箱根ジオパーク推進協議会規約第16条において、当面の間、関係市町及び県が協議して負担するものとされている。具体的には、関係市町との合意に基づき、総事業費の予算額から振興協会助成金等の予算額を控除した金額の2分の1ずつを県と関係市町で負担することとなっており、神奈川県県西地域県政総合センター（以下「センター」という。）が県負担金を支出している。

そして、令和元年度から令和5年度までの5年間における協議会の総事業費、県負担金等の予算額及び決算額等は、表のとおりとなっており、各年度とも総事業費の決算額が予算額を下回る状況となっていて、これを要因として予算では見込んでいなかった翌年度繰越額が生じている状況であり、この翌年度繰越額の2分の1は県負担金を原資とする資金となっている。特に、令和2年度以降は、毎年度100万円以上の翌年度繰越額が生じており、ピークの令和3年度には500万円を超える状況となっていて、総事業費の決算額に対する翌年度繰越額の割合は61.9%となっていた。

(表) 協議会の総事業費、県負担金等の予算額及び決算額の状況 (千円)

年度	(上段) 予算額 (下段) 決算額			
	総事業費	振興協会 助成金等	県負担金	翌年度 繰越額
令和元年度	13,500	5,580	3,960	-
	12,950	5,476	3,960	446 (223)
令和2年度	13,500	5,580	3,960	-
	10,917	5,084	3,960	2,087 (1,044)

令和3年度	14,300	7,100	3,600	-
	8,429	6,450	3,600	5,221 (2,611)
令和4年度	17,100	9,900	3,600	-
	12,878	9,706	3,600	4,028 (2,014)
令和5年度	15,900	8,700	3,600	-
	14,654	8,641	3,600	1,187 (594)

(注)「翌年度繰越額」欄の()書きは、翌年度繰越額に係る県負担金相当額である。

このように多額の翌年度繰越金が生じていたにもかかわらず、引き続き、毎年度の予算額に基づき負担金を算定していたことについて、センターは、協議会に対する県負担金はその使用状況にかかわらず定額のものであると認識していたことに加え、令和6年度以降に予定している日本ジオパーク再認定審査に向けた対応などの事業に備える必要があることを理由としている。

しかしながら、県負担金は、会費等の名目で用途等の制限を設けずに支出しているものとは異なり、協議会が行う事業に要する経費について、総事業費から振興協会助成金等を控除した金額の2分の1を県として負担するものであって、翌年度繰越額の2分の1は県負担金を原資とする資金となり、当年度には協議会に対して交付する必要がなかったものとなる。このような資金が当年度に使用されないまま翌年度に繰り越され、引き続き、協議会内部に留保されることになっている事態は、県負担金の交付目的に照らし、また、県費の有効活用の観点からみても適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、協議会や関係市町と協議し、県負担金の算定を各年度の決算額に基づき行うこととし、県負担金が翌年度繰越額として引き続き協議会内部に留保されることのないよう改善する必要がある。

イ 大涌谷園地の引率入場業務に係る県負担金に関する件

(環境農政局 神奈川県自然環境保全センター)

神奈川県自然環境保全センター(以下「センター」という。)は、大涌谷園地安全対策協議会(以下「協議会」という。)が実施している大涌谷園地内の自然研究路への引率入場に係る業務について、協議会が引率入場の参加者から徴収する協力金(以下「協力金」という。)では不足することになる費用を負担金として負担している(以下、この負担金を「県負担金」という。)が、令和3年度及び令和4年度に県負担金が過大に交付されていたり、過大に交付されていた県負担金について翌年度に繰り越され、引き続き協議会内部に留保されるなどしていたり、令和5年度末においても、使用されないまま協議会内部に留保されている県負担金相当額の累計に係る資金(以下「内部留保資金」という。)が依然として多額に上っているのに特段の措置を講じていなかったりしていた。

大涌谷園地の自然研究路は、県民等が自然公園の景観を楽しむことなどを目的に、自然公園法に基づき、県が整備、管理してきた施設であるが、火山活動の活発化のため平成27年5月に閉鎖された。その後、火山活動が鎮静化し、安全対策とし

て避難路等の整備などが行われたことも踏まえ、令和4年3月から、監視員による引率入場に限って自然研究路の利用を再開しており、引率入場に係る業務については協議会が運営している。

協議会は、大涌谷園地における利用者の事故を防止し、安全を図ることを目的として、センターのほか6団体を構成員として平成14年に発足した組織であり、火山ガス検知器等の定期点検など安全対策に係る業務については、各団体からの年間30万円の負担金により実施している。一方、引率入場に係る業務については、1人当たり500円の協力金を徴収し、その業務に要する費用に充てることとし、協力金では不足することになる引率を担当する監視員の人件費の一部については県負担金としてセンターが費用を負担することとしている。

そして、協議会における引率入場に係る事業の各年度の収支等は、表のとおりとなっており、令和3年度及び令和4年度には、収支差額がそれぞれ34,819円及び4,966,455円となっていて、両年度末においては、内部留保資金がそれぞれ34,813円及び5,001,229円生じており、両年度とも県負担金が過大に交付されていたものである。一方、令和5年度には、収支差額がマイナス164,151円となっているが、同年度末における内部留保資金は4,837,039円となっていて、依然として多額に上っている状況であった。

(表) 協議会における引率入場に係る事業の収支等 (単位：円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入(A)	3,645,506	18,817,539	18,805,039
県負担金(B)	3,503,000	7,190,000	7,190,000
協力金(C)	142,500	11,627,500	11,615,000
雑収入(D)	6	39	39
支出(E)	3,610,687	13,851,084	18,969,190
収支差額(A)-(E)	34,819	4,966,455	▲164,151
内部留保資金(単年度) (B)+(C)-(E)	34,813	4,966,416	▲164,190
内部留保資金(累計)	34,813	5,001,229	4,837,039

(注) 「雑収入」は全て預金利息であり、引率入場に係る業務に充てることとされていないため、「内部留保資金」の算定には含めていない。

このように多額の内部留保資金が生じるなどしているにもかかわらず、特段の措置を講じていない理由について、センターは、箱根山の火山活動の活発化など不測の事態により引率入場が中止になった場合、協力金収入がなくなる一方、その間も、問合せ対応などのため、人件費等が発生することや、臨機応変に追加で必要な予算を確保することは困難であることから、将来の引率入場における緊急対応に備えた資金として協議会内部に留保させることにしたこととしている。

しかしながら、県負担金は、引率入場に係る業務に要する費用のうち、協力金では不足することになる引率を担当する監視員の人件費の一部について、センターが費用を負担することとしたものであり、令和3年度及び令和4年度に県負担金が過

大に交付されていた事態、過大に交付されていた県負担金について翌年度に繰り越され、引き続き協議会内部に留保されるなどした事態及び令和5年度末においても、依然として内部留保資金が多額に上っているのに特段の措置を講じていない事態は、県負担金の交付目的に照らし、また、県費の有効活用の観点からみても、いずれも適切とは認められない。

したがって、センターにおいて、協議会に対して、内部留保資金の返還等を求めるとともに、今後の引率入場に係る業務の実施に当たっては、その実績に基づき県負担金の額を精算するなど、県負担金による費用の負担が適正なものとなるよう改善する必要がある。

ウ 車検等請負契約に関する件

(環境農政局 神奈川県農業技術センター、県土整備局 神奈川県平塚土木事務所、神奈川県西土木事務所小田原土木センター)

※ 3か所に対する指摘であるため、3件としてカウントしている。

神奈川県農業技術センター本所、神奈川県平塚土木事務所及び神奈川県西土木事務所小田原土木センター（以下「3所属」という。）では、保有等する自動車について、道路運送車両法に定められた自動車の検査及び定期点検整備（以下「車検等」という。）の実施に当たり、競争入札に付することなく、車検等の都度、自動車1台ごとに、国土交通省地方運輸局長の指定を受けた自動車分解整備事業者（以下「指定自動車整備事業者」という。）と一者随意契約を行っていた。

3所属では、それぞれその事務の用に供するために自動車を保有等しており、令和5年度末現在で保有等する自動車の台数は、神奈川県農業技術センター本所が24台、神奈川県平塚土木事務所が13台、神奈川県西土木事務所小田原土木センターが19台となっている。

そして、3所属は上記の自動車に係る車検等の実施に当たっては、いずれも、車検等の都度、自動車1台ごとに、予定価格が少額であることを理由として、指定自動車整備事業者と一者随意契約を行っており、令和5年度において車検等を実施した自動車の台数と車検等に係る支出総額は、神奈川県農業技術センター本所が延べ26台で1,404,260円、神奈川県平塚土木事務所が延べ24台で1,195,172円、神奈川県西土木事務所小田原土木センターが延べ18台で1,181,121円となっている。

しかしながら、車検等は、いずれも道路運送車両法等で定められた共通の検査項目及び実施方法により年間を通じて定期的に行われるものであり、車検等に要する経費は保安確認検査料等及びこれらに伴って生ずる消耗物品に要する経費等に限られたものとなっていることから、検査項目ごとに単価を設定するなどして一括した予定価格を作成し、通年の契約とすることが可能であると認められる。

また、3所属の所在地周辺には、いずれも複数の指定自動車整備事業者が存在していることなどから、前記の車検等に係る支出総額を踏まえると、3所属において、それぞれ車検等を実施する自動車を一括して契約することとして予定価格を作成し、競争入札により契約を締結することが可能な状況になっていると認められる。

なお、3所属は、車検等の際に併せて修理等を行うこととなった場合には、その金額をあらかじめ見積もることは困難であり、車検等を実施する自動車を一括して

契約することはできないとしているが、こうした修理等については、その発生の都度、別に見積書を徴して発注を行うことなどにより対応することが可能であると認められる。

したがって、3所属が保有等している自動車の車検等に係る契約について、車検等の都度、自動車1台ごとに一者随意契約を行うのではなく、契約の競争性、公正性及び透明性を確保するため、3所属において、それぞれ一括して競争入札とするよう改善する必要がある。

エ 青少年センターの機械警備業務委託に関する件 [既報告]

(福祉子どもみらい局 神奈川県立青少年センター)

青少年センター（以下「センター」という。）において、機械警備業務委託契約について、長期継続契約とすることにより競争入札とすることが可能であったにもかかわらず、単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約を行っていた。

センターは、青少年の健全な育成を図り、併せて県民の教養の向上に資することを目的とした施設であり、施設の営業時間外、休館日等における警備については、機械警備業務を外部事業者へ委託して実施している。

機械警備業務については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」等の規定により、長期継続契約を締結することができるものとされているが、センターは、施設の老朽化対策として行う大規模補修工事が予定されていて、この工事の実施に伴い、機械警備業務に係るセンサーの移設、増設等が必要になることがあるなど、当該工事が完了しないと機械警備の範囲が確定しないとして、機械警備業務委託契約について、長期継続契約を締結せずに単年度契約を締結しており、予定価格が50万円を超えないことから、一者随意契約（契約額324,720円）を行っていた。

しかしながら、令和5年度に実施するホール天井等改修工事（電気・建築）、ホール設備整備工事（舞台照明）などの大規模補修工事は、機械警備の範囲に変更を生じさせるものではなく、また、令和6年度以降においても、機械警備の範囲に変更を生じさせる工事は予定されていなかったことから、機械警備業務委託契約について、遅くとも令和5年度には長期継続契約を締結することが可能であったと認められる。

そして、機械警備業務委託契約について長期継続契約に移行すれば、受注者の決定は、財政課長通知により、競争入札によることとなるため、契約の競争性、透明性等が確保されることになるほか、毎年度の契約事務に係る負担が軽減され、業務効率の向上にも資することになる。また、機械警備業務委託契約については、過去の監査結果において、長期継続契約とすることにより調達規模等の拡大を図って競争入札とすることで、単年度契約時に比べて大幅に年当たりの契約額が低下しており、相当な経費削減効果が認められているところである。

したがって、センターの機械警備業務委託契約について、契約の競争性、透明性等を確保するとともに、経費削減や業務効率の向上に資するため、長期継続契約に移行し競争入札とするよう改善する必要がある。

(2) 事務・事業の執行に当たり、今後、改善又は見直しが必要であると認められる事案
ア 知的障害者に対する委託訓練の訓練生募集に関する件

(産業労働局 労働部産業人材課)

神奈川県障害者職業能力開発校（以下「能開校」という。）が職業訓練法人神奈川県能力開発センター（以下「能開センター」という。）に委託して実施する知的障害者に対する総合加工技術等の職業訓練（以下、本件委託契約に基づき実施する職業訓練を「特別委託訓練」という。）について、能開校が国から委託を受け、神奈川県内の在住者（以下「本県在住者」という。）に限定せずに実施することとされている公共職業訓練であるにもかかわらず、神奈川県外の在住者（以下「県外在住者」という。）が事実上受講できない状況となっており、公平性を欠くものとなっていた。

能開校は、職業能力開発促進法（以下「法」という。）第16条に基づき、国が設置した障害者職業能力開発校であり、県は国からの委託を受けて、その運営を行っている。

国立県営施設である能開校では、所管区域を全国一円として、身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対して、職業に必要な基礎的知識と技能を習得させるための職業訓練を実施しているが、特別委託訓練については、法第15条の7第3項の規定に基づき、能開センターに委託して実施するもので、令和5年度における契約額は22,176,000円となっている。

能開センターは、県、横浜市、川崎市、民間企業等による第三セクター方式の職業訓練法人であり、毎年度、訓練生を募集し職業訓練を実施している。能開センターにおける職業訓練の期間は2年間であり、1年次には、法第13条に基づく認定職業訓練として、基礎的な知識及び技能を修得するための職業訓練を行い、2年次には、1年次の訓練を前提とした上で、職業的自立を促す専門的な知識・技能を習得する必要性から、公共職業安定所より公共職業訓練の受講指示を受け、上記のとおり、能開校からの委託により、特別委託訓練を行っている。そして、訓練生の応募資格は、本県在住者であることや、全寮制での集団生活が可能であることなどとされているが、訓練生の募集は1年次にのみ行っているため、2年次に行う特別委託訓練は、能開校が国から委託を受け、本県在住者に限定せずに実施することとされている公共職業訓練であるにもかかわらず、本県在住者に限定される結果となっている。

このことについて、特別委託訓練を所管する産業労働局労働部産業人材課（以下「産業人材課」という。）は、訓練生の応募資格については、能開校と委託契約を締結している能開センターが独自の判断により行っているものであり、その判断に対して、産業人材課は何ら関与していないとしている。

しかしながら、能開校が施設内で実施する他の公共職業訓練では県外在住者も対象とされているところ、特別委託訓練についてのみ、本県在住者に限定して実施する特段の理由はなく、県外在住者が事実上特別委託訓練を受講できない状況となっている現状は、公平性を欠くものとなっており適切とは認められない。

したがって、産業人材課において、特別委託訓練実施に当たっての応募者の公平

性を確保するため、能開校と共に能開センターとの間で特別委託訓練の実施方法について所要の調整を行い、県外在住者であっても特別委託訓練を受講できることとするよう改善する必要がある。

イ 水道営業所における災害対策に関する計画の整備状況に関する件

(企業庁 総務室)

企業庁災害対策計画において、企業庁の所属長は、同計画における災害時の分担業務が円滑に遂行されるよう、事象ごとの対応等を定めた計画や運用マニュアル等（以下「所属別計画」という。）を策定し、災害時に備えるものとされているが、5水道営業所において、一部の災害対策に関する計画を策定していなかったり、風水害等災害対策に関する計画を策定していた6水道営業所においても、企業庁が行うこととなる応急給水活動について明記しておらず、所属別計画の規定内容が不十分なものとなっていたりしていた。

企業庁では、企業庁災害対策計画を策定しており、同計画においては、災害の発生又は発生のおそれがある場合の人命を優先した安全確保に係わる諸対策及び水道、ダム、発電施設など企業庁が管理する施設の復旧、保全、維持等に係る諸対策を実施するために必要な事項について定めている。また、同計画の下に、地震災害、風水害等災害、火山災害等の災害対策別の6つの計画や「勤務時間外及び休日における職員配備計画」（以下「職員配備計画」という。）が位置付けられ、企業庁災害対策計画に定めるもののほか、上記の計画ごとに必要な対策を行うこととなり、企業庁の本庁機関、出先機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に取り組むものとなっている。そして、企業庁の所属長は、企業庁災害対策計画における災害時の分担業務が円滑に遂行されるよう所属別計画を策定し、災害時に備えるものとされている。なお、企業庁災害対策計画において位置付けられた災害対策別の計画のうち、水道営業所が関係する計画は、水道施設地震災害対策計画、水道施設風水害等災害対策計画、水道施設火山災害対策計画及び企業庁放射能災害対策計画の4計画である。

今回、令和5年度の事務の執行を対象とした行政監査において、全10水道営業所における所属別計画の策定状況を調査したところ、地震災害対策及び職員配備に関する計画は全ての水道営業所において策定していたものの、地震災害対策以外の風水害等災害対策、火山災害対策及び放射能災害対策に関する計画については、5水道営業所では、いずれの災害対策に関する計画も策定していたのに対して、4水道営業所では、いずれの災害対策に関する計画も策定しておらず、また、1水道営業所では、火山災害対策及び放射能災害対策に関する計画を策定していなかった。また、所属別計画について、上記の4計画及び職員配備計画に係る規定内容を調査したところ、水道施設風水害等災害対策計画において、漏水事故等の発生により断水が生じた場合の応急給水活動は企業庁が行う旨を定めているところ、風水害等災害対策に関する計画を策定していた6水道営業所においては、企業庁が行うこととなる応急給水活動について、風水害等災害対策に関する計画に明記しておらず、所属別計画の規定内容が不十分なものとなっていた。そして、企業庁における危機管理及び災害対策に関する事務を所管する企業庁総務室では、水道営業所における所

属別計画の策定状況や記載内容については、これまで把握していない状況であった。

以上のような状況となっていることについて、複数の水道営業所では、水道管等の水道施設が相当程度に破損するものと想定される地震災害と異なり、風水害等災害や火山災害は水道施設の破損が少ないと見込まれること、いずれの災害においても発災時に水道営業所が取り組む主な役割は、応急復旧活動と市町が行う応急給水活動への支援であることから、地震災害以外の災害については、地震災害対策に関する計画を概ね準用できるとして、地震災害対策以外の災害対策別の計画の一部又は全部を策定していなかったとしている。また、企業庁総務室では、地震災害以外の災害については、随時、これらの事象を想定して災害対策訓練を実施することなどにより一定の取組を行ってきたとしている。

しかしながら、企業庁災害対策計画は、企業庁の本庁機関及び出先機関がそれぞれの役割を果たしながら一体的に取り組むものとなっており、地震災害以外の災害時の対応について、水道営業所の所属別計画に適切に規定されていない場合、発災時に水道営業所が円滑な業務遂行を行うことができないおそれがある。

したがって、企業庁総務室において、水道営業所の所属別計画の策定状況や現状の記載内容について改めて把握した上で、発災時における水道営業所の円滑な業務遂行に資するため、水道営業所に対して必要な指導等を行い、水道営業所の所属別計画が適切に策定されるよう改善する必要がある。

4 箇所別の監査結果

不適切事項又は要改善事項が認められた箇所は149か所であり、また、認められなかった箇所は395か所で、それぞれの箇所をその属する局等別に整理すると次のとおりである。

なお、前記「2 不適切事項」の「(1) 特記すべき事案」で記載した事項については、「特記前出」と表記している。

(1) 不適切事項又は要改善事項が認められた箇所

ア 政策局（7か所、21件）

(ア) 本庁機関（2か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月30日（令和6年7月8日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、デザイン事前調整用機器等一式の賃貸借契約（契約総額3,674,880円、契約期間：令和4年9月1日から令和7年8月31日まで）に係る令和5年5月分の支払額102,080円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、100円を支払っていた。</p> <p>2 契約事務において、令和5年度市町村分普通交付税等算定事務の電算処理委託ほか1件（契約額計6,174,850円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕</p>
政策部政策法務課	令和6年8月30日（令和6年7月12日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、図書購入代1件、2,220円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、行政不服審査審理に係る速記業務委託契約（単価契約、支払額計157,850円）について、受注者に個人情報扱わせているにもかかわらず、</p>

		契約で定められた個人情報等を廃棄又は消去した旨の証明書並びに個人情報の取扱責任者及び業務従事者の届出を提出させていなかった。
--	--	--

(イ) 出先機関（5か所、17件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県立公文書館	令和6年3月8日（令和6年1月24日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、庁舎清掃業務委託契約（契約額26,860,460円）について、予定価格が3,000万円以上であったことなどから、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」の規定が適用される契約に係る入札手続により行うべきところ、条件付き一般競争入札を実施し、受託者を決定していた。〔特記前出〕</p> <p>2 文書の管理において、県土整備局総務室が作成した文書の一部について、保存期間が満了していないため、総務局組織人材部文書課に引き継がれるべきところ、同室から誤って引き渡されたことに気付かないまま、保存期間が満了した非現用文書と誤認し、選別の上で廃棄していた。</p>
神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター	令和6年4月17日（令和6年3月6日から同月8日まで及び同月11日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 庁用自動車運行管理業務委託契約の変更設計額の積算に当たり、業務委託の対象日を1日追加して積算していたが、当初設計に引き続き、変更設計においても誤って業務委託の対象ではない日を1日含めたまま積算していたため、変更後の契約額（5,459,074円）が30,316円過大であった。</p> <p>(2) 令和5年度県有緑地等緊急防災対策</p>

		<p>事業県単（その13）小網代の森防護柵更新工事ほか71件（支払額計43,114,410円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>2 事務事業の執行において、令和4年度県有緑地等緊急防災対策工事 県単（その51）測量業務委託契約（契約額9,969,300円）について、測量法で定める公共測量に該当するにもかかわらず、国土地理院への計画書の提出及び測量成果の送付などの手続を行っていなかった。</p>
神奈川県県央地域県政総合センター	令和6年4月15日（令和6年2月27日から同月29日まで及び3月1日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 収入事務において、行政財産の使用許可に係る使用料3件、10,680円について、調定が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、かながわ農業サポーター事業農園整備業務委託契約（耕うん）（契約額46,200円）について、契約書の作成を省略し、発注書の交付により契約を締結していたため、履行期限延長に当たっては変更発注書によるべきところ、口頭により行っていた。</p> <p>3 財産管理事務において、支線柱1本及び共架電線1本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年4月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額69,977円のうち46,127円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>

<p>神奈川県湘南地域県政総合センター</p>	<p>令和6年4月18日（令和6年2月19日から同月22日まで職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、令和4年度神奈川県林業・木材産業等振興交付金（高性能林業機械等の導入）について、繰越明許の繰越しに係る令和5年度予算の再配当を受けないまま、当該事業予算の再配当額が0円であったにもかかわらず、交付金1,413,000円を令和5年10月に支出していた。〔特記前出〕 2 支出事務において、令和3年度狩猟免許試験の申請に係る郵便が所在不明となったことにより、申請者が再申請に要した費用等16,976円を支払っていた。 3 文書の管理において、令和3年度狩猟免許試験の申請に係る郵便1通が所在不明となり、書類の管理が不適切であった。
<p>神奈川県県西地域県政総合センター</p>	<p>令和6年4月25日及び同年9月24日（令和6年3月12日から同月15日まで職員調査）</p>	<p>（不適切事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、小田原合同庁舎施設等転貸賃借料5件、2,863,604円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）総務費雑入とすべきところ、いずれの貸付けについても、当初の貸付期間の開始日から長年にわたり、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（節）土地建物等貸付収入で収入していた。〔特記前出〕 2 支出事務において、保有する公用車2台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料13,232円を支払っていた。 3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。

		<p>(1) 令和4年度玄倉水源林整備業務（日陰畑）ほか（ゼロ県債）に係る変更契約（変更後契約額20,101,400円）について、神奈川県財務規則に基づき、契約保証金の増額分738,551円を受注者が納付したことを確認した後に変更契約を締結すべきところ、納付前に変更契約を締結していた。〔特記前出〕</p> <p>(2) 令和4年度千代地区地区界測量業務委託契約（契約額5,926,140円）の履行確認に当たり、契約で定められた期限の1日後に検査を完了していた。〔特記前出〕</p> <p>(3) 令和5年度足柄幹線林道（小田原地区）パトロール委託業務契約ほか1件（単価契約、支払額計1,096,667円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕</p> <p>（要改善事項） 「箱根ジオパーク推進協議会における県負担金に関する件」（前記3(1)ア参照）」</p>
--	--	---

イ 総務局（8か所、11件）

(7) 本庁機関（6か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月30日（令和6年7月1日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5年度神奈川県庁舎（本庁舎・新庁舎・西庁舎）ほか2施設で使用する令和5年4月分の電気代ほか2件（支払額計34,782,926円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。また、名刺印刷代ほか2件（支払額計180,730円）について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められ

		ている期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕
組織人材部職員厚生課	令和6年8月30日（令和6年7月4日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、職員健康管理センターで受診などした職員から徴収する診療費自己負担分の収入に当たり、神奈川県財務規則及び同規則運用通知に定められた期限内に納付していないものが1件、774,580円あった。
組織人材部文書課	令和6年8月30日（令和6年7月3日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、ファクシミリの賃貸借契約（契約額54,780円）に係る令和5年8月分の履行確認に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の26日後に検査を完了していた。
財政部財政課	令和6年8月30日及び同年10月1日（令和6年7月10日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、ふるさと納税支援業務及び収納代行事務委託契約（単価契約、支払額4,148,999円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札等を実施すべきところ、直接寄附申込可能な地方公共団体の数や決済手段等について合理的とは認められない業務実施要件を設定した上で事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。
財産経営部財産経営課	令和6年8月30日及び同年10月1日（令和6年7月8日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 川崎市に対する普通財産（元サンライフ川崎敷地、5,227.00㎡）の貸付けに当たり、貸付けに係る施設の利用料を徴収しているため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、貸

		<p>付料を無償として貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり無償で貸し付けており、令和5年度において貸付料26,538,930円を免除していた。</p> <p>〔特記前出〕</p> <p>2 社会福祉法人に対する普通財産（小児医療相談センター敷地、427.20㎡）の貸付けに当たり、小児医療相談センターの診療所部分では保険診療等が行われており、貸付けに係る施設の利用料が実費又は低額とは認められないため、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める貸付料の無償及び減額基準に基づき、診療所部分に係る貸付料を減額して貸し付けることができないにもかかわらず、長年にわたり減額して貸し付けており、令和5年度において貸付料2,024,895円を減額していた。〔特記前出〕</p>
財産経営部庁舎管理課	令和6年8月30日及び同年10月1日（令和6年7月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 電気代1件、17,221,784円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>(2) 保有する公用車8台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料52,928円を支払っていた。〔特記前出〕</p> <p>2 契約事務において、横浜合同庁舎空調設備改修工事監理業務委託（契約額2,178,000円）の検査に当たり、政府契約</p>

		の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の5日後に検査を完了していた。
--	--	---------------------------------------

(イ) 出先機関（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県相模原県税事務所	令和6年7月9日（令和6年1月31日職員調査）	（不適切事項） 税務事務において、個人事業税の課税に当たり、建物の貸付規模が事業と認定すべき基準に満たなかったにもかかわらず、不動産貸付業に該当するものとして誤って課税していたものが10件、2,100,100円（本税）あった。その結果、上記の課税誤り10件、2,100,100円（本税）の返還に当たり、還付加算金が63,700円発生していた。〔特記前出〕
神奈川県横須賀県税事務所	令和6年3月8日及び同年10月8日（令和5年12月21日職員調査）	（不適切事項） 横須賀県税事務所管内分の令和5年4月の県税調定収入報告書（滞納繰越分）（以下「報告書」という。）の作成に当たり、個人県民税の調定額として令和4年度末の滞納繰越分の収入未済額（400,621,103円）を記載すべきところ、誤って同年度末の滞納繰越分の調定累計額（779,628,958円）を記載していた。その結果、令和5年度の決算事務の過程において、同事務所管内分の個人県民税の滞納繰越分に係る金額について、報告書に記載されていた誤った個人県民税の調定額をそのまま会計システムに登録していた。

ウ 暮らし安全防災局（3か所、6件）

(ア) 本庁機関（1か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
防災部消防保安課	令和6年8月21日（令和6	（不適切事項） 支出事務において、次のとおり誤りがあ

	年7月1日及び同月2日職員調査)	<p>った。</p> <p>1 令和5年度自動車運行管理業務委託契約（契約額6,798,000円）に係る令和5年5月分の支払額566,500円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、200円を支払っていた。</p> <p>2 第7回工業保安行政担当職員研修に係る講師への謝礼金3件、102,000円について、支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。</p>
--	------------------	--

(イ) 出先機関（2か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県温泉地学研究所	令和6年9月18日（令和5年12月5日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費3,018,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費の繰越分563,000円と合わせて計3,581,000円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。〔特記前出〕</p> <p>2 契約事務において、寄観測点地震・傾斜観測装置の購入契約（契約額39,325,000円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕</p>
神奈川県総合防災センター	令和6年5月14日（令和6年5月10日及び同月14日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 消防用ホース売買契約（契約額</p>

	員調査)	<p>1,504,800円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。</p> <p>2 神奈川県消防学校専科教育救急科教育訓練実施業務委託契約(契約額9,733,900円)について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>
--	------	---

エ 文化スポーツ観光局(2か所、4件)

本庁機関(2か所、4件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
国際課	令和6年7月31日(令和6年6月11日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、拉致問題啓発タペストリー掲示用ロープ及び結束バンド購入代1件、28,600円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、公益財団法人に対する市町村研修センター事務室及び講師控室の使用に伴う行政財産の使用許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免の対象とならないにもかかわらず、使用料を免除していた。これにより、令和5年度の使用料1件、1,331,906円が徴収不足であった。〔特記前出〕</p>
スポーツ課	令和6年7月31日(令和6年6月13日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、伊勢原射撃場空調設備設置工事契約1件、880,000円の執行に当たり、エアコン2台(計440,000円)については「(節)備品購入費」とすべきところ、全額を「(節)需用費」で執行していた。</p> <p>2 物品管理事務において、工事により取</p>

		得したエアコン2台（価格計440,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。
--	--	---

オ 環境農政局（17か所、35件）

(7) 本庁機関（8か所、9件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月16日（令和6年6月17日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、令和5年7月分の沿岸漁業改善資金貸付金償還金3件、660,000円について、調定が3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約（契約額1,853,500円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
環境部資源循環推進課	令和6年8月16日（令和6年6月26日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、公益財団法人かながわ海岸美化財団の基本財産運用益減少分補てんに係る海岸清掃事業負担金（令和5年度支払額400,000円）について、当該負担金の支出の根拠とされている平成11年の基本財産取崩時の県と同財団との合意に係る法的整理がなされていないにもかかわらず、長年にわたり基本財産運用益相当額として財団に対し当該負担金の支出を続けていた。
緑政部自然環境保全課	令和6年8月16日（令和6年6月28日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、イノシシ捕獲業務委託契約ほか1件（単価契約、支払額計6,048,350円）について、支出負担行為額に

		不足が生じていたにもかかわらず、このことを看過し、業務完了後に支出負担行為額を増額していた。
緑政部水源環境保全課	令和6年8月16日（令和6年6月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、第52回水源環境保全・再生かながわ県民フォーラム開催に係る会場及び備品等の使用契約（契約額1,853,500円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。また、同規則の規定に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
緑政部森林再生課	令和6年8月16日（令和6年6月27日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、令和4年度繰越明許費に係る繰越予算の再配当に当たり、財政課から繰越予算の配当がされた令和5年6月15日以降、令和5年度事業として必要な予算について速やかに出先機関に再配当を行うべきところ、湘南地域県政総合センターへの再配当（1,413,000円）が令和6年1月25日と著しく遅れていた。
農水産部農地課	令和6年8月16日（令和6年6月19日職員調査）	（不適切事項） 補助金交付事務において、神奈川県土地改良事業等補助金1件、2,500,000円の交付に当たり、交付申請書の受理から3月を超えて交付決定していた。
農水産部畜産課	令和6年8月16日及び同年9月13日（令和6年6月20日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度畜産業物価高騰対応費補助事業申請受付等業務委託契約（契約額1,590,446円）の締結に当たり、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行

		い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。
農水産部水産課	令和6年8月16日（令和6年6月21日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、相模原市に対する普通財産（下水道事業に係る水準点、0.72㎡）の貸付けに当たり、普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準に定める無償貸付けの対象とならないにもかかわらず、貸付料を無償としていた。これにより、令和5年度の使用料1件、240円が徴収不足であった。

(イ) 出先機関（9か所、26件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県環境科学センター	令和6年5月28日（令和6年1月12日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額36,540円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)環境使用料で収入していた。 2 財産管理事務において、共架電線柱2本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年6月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額97,702円のうち61,162円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県自然環境保全センター	令和6年2月21日及び同年9月18日（令和6年1月9日及び同月10日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、所属する研究者から、令和5年度に譲渡されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費420,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行

		<p>わず、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。〔特記前出〕</p> <p>2 支出事務において、令和5年度湖尻園地運動広場水飲み場漏水修理代1件、22,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額1,177,545円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づく貸付けに当たり、缶、ペットボトル、ペットボトルのキャップの3種類の分別ができるようにすることなど、仕様書で定める条件の一部を遵守させていなかった。</p> <p>(2) 令和5年5月分の宅配便利用料金ほか4件（支払額計19,530円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>(3) 令和5年度ニホンジカ管理捕獲業務委託契約ほか2件（契約額計77,667,989円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕</p> <p>4 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 給水管設置のための行政財産の使用</p>
--	--	---

		<p>許可に当たり、行政財産の使用許可取扱要領に定める使用料減免基準に該当しないにもかかわらず、使用料を免除しているものがあつた。これにより、令和5年度の使用料1件、1,105円が徴収不足であつた。〔特記前出〕</p> <p>(2) 鳥居原園地における行為の許可に当たり、主催者からの申請に基づき許可すべきところ、主催者には当たらない相模原市からの申請に基づき許可していた。</p> <p>(要改善事項) 「大涌谷園地の引率入場業務に係る県負担金に関する件」 (前記3(1)イ参照)</p>
神奈川県農業技術センター	令和6年9月18日(令和6年4月18日及び同月19日職員調査)	<p>(不適切事項) 予算の執行において、所属する研究者が共同研究の分担者として交付を受けた科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下「補助金等」という。)について、他の研究機関との共同研究による県の収入であると誤認したため、補助金等の直接経費1,211,500円について、県が譲渡を受けるべき資金ではないにもかかわらず、県の歳入としていた。また、補助金等の間接経費363,450円について、当該研究者を納入者として歳入の調定をして譲渡を受けるべきところ、共同研究の代表者が所属する研究機関から補助金等の送金を受けるに当たり、当該代表者が所属する研究機関を納入者として歳入の調定を行い、県の歳入としていた〔特記前出〕</p> <p>(要改善事項) 「車検等請負契約に関する件」 (前記3(1)ウ参照)</p>

<p>神奈川県立かながわ農業アカデミー [既報告]</p>	<p>令和6年4月24日 (令和6年2月2日職員調査)</p>	<p>(不適切事項) 契約事務において、かながわ農業アカデミー給食業務委託契約 (契約額9,485,916円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>
<p>神奈川県畜産技術センター</p>	<p>令和6年9月13日 (令和6年1月22日職員調査)</p>	<p>(不適切事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算の執行において、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額42,027円について、(款)諸収入(項)雑入(目)雑入とすべきところ、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)農林水産業使用料で収入していた。 2 収入事務において、行政財産の使用許可 (許可期間：令和5年3月6日から令和9年3月31日まで) に係る令和4年度分の使用料1件、414円について、調定を行っていなかった。 3 支出事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 肥料の購入代ほか1件 (支払額計142,340円) について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 (2) 酪農家が使用する搾乳器具の有機物測定に当たり、職員が自ら機材を分解し破損させてしまったことにより、機器修理代金相当額として機器所有者への見舞金1件、154,660円を支払っていた。 [特記前出] 4 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 <ol style="list-style-type: none"> (1) バルククーラー攪拌機修理代1件、19,800円について、緊急時等の対応と

		<p>して起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。</p> <p>(2) コロッケの購入（単価契約、支払額2,200円）について、見積書を提出させる前に業務を開始させていた。</p>
神奈川県水産技術センター	令和6年7月5日（令和6年4月5日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 駐車場賃貸借料ほか1件（支払額計623,100円）について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 有料駐車場代3件、3,300円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。</p>
神奈川県水産技術センター内水面試験場	令和6年6月11日（令和6年4月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、令和5年4月分の水道料金1件、11,039円について、納期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、令和5年度4月分のプロパンガス代ほか22件（支払額計158,182円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p> <p>〔特記前出〕</p>
神奈川県水産技術センター相模湾試験場	令和6年6月11日（令和6年4月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、二枚貝類の増養殖技術開発に係る貝毒検査委託業務委託料1件、110,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>
神奈川県西部漁港事務所	令和6年9月18日（令和6	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、令和3年度県営</p>

	<p>年4月8日及び同月9日職員調査)</p>	<p>漁港整備事業（県単）小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託・令和4年度県営漁港整備事業（県単）小田原市浜町西側海岸保全区域測量業務委託合併ほか2件（契約額計24,264,900円）の執行に当たり、海岸保全区域の見直しに向けた土地境界確定のための用地測量について、新たに設定する海岸保全区域線と接する土地だけでなく、必ずしも用地境界を明確にする必要のない土地についても実施していた。その結果、本来用地測量を実施する必要がなかった土地に係る測量費1,414,600円を支払っていた。〔特記前出〕</p> <p>2 収入事務において、領収した現金4件、320円について、神奈川県財務規則で定める現金領収書の交付、出納員等への現金の引継ぎ及び現金出納簿への記載を行っていなかった。〔特記前出〕</p>
--	-------------------------	--

カ 福祉子どもみらい局（11か所、22件）

(ア) 本庁機関（3か所、5件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月28日（令和6年6月27日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、介護サービス情報調査事業委託契約3件に係る令和5年10月分の支払額計3,468,420円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息3件、3,100円を支払っていた。〔特記前出〕</p>
福祉部障害福祉課	令和6年8月28日及び同年9月18日（令和6年7月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、レセプト電子データ提供に関する契約（単価契約、支払額1,003,988円）に係る令和5年3月の請求分（支払額87,369円）について、契約で定め</p>

		<p>られた期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和5年度神奈川県地域生活支援事業（川崎圏域）業務委託契約（契約額11,533,000円）について、研修の受講人数の減少に伴って変更契約を締結すべきところ、これによらず、受注者から提出された業務実績報告書等に基づき、当初契約額より342,480円減額した11,190,520円を支払っていた。〔特記前出〕</p> <p>(2) 令和5年度相談支援従事者等養成・確保推進事業委託業務契約（横浜圏域）ほか1件（契約額計3,560,000円）について、概算払を行う契約ではないにもかかわらず、契約書に精算に関する条項を付していた。</p>
福祉部生活援護課	令和6年8月28日（令和6年7月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和5年度援護システムの運用支援業務委託契約ほか1件（契約額計3,037,540円）に係る令和5年10月分の支払額2件、138,948円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>

(4) 出先機関（8か所、17件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県中央児童相談所	令和6年9月6日（令和6年2月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 児童移送のための乗車券及び普通手回品切符購入代金1件、5,730円の資金前渡による支払について、当該資金前渡の決裁を支払期日までに得ることができなか</p>

		<p>ったため、児童健康診断手数料に係る前渡金として既に受領していた20,000円から一時的に流用して支払っていた。</p> <p>2 職員が立て替えて支払った有料駐車場利用料金10件、3,390円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。 〔特記前出〕</p> <p>3 児童一時保護委託費（施設委託費）1件、482,368円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息1件、300円を支払っていた。</p>
神奈川県平塚児童相談所〔既報告〕	令和6年3月1日（令和6年1月11日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、庁舎清掃業務委託契約（契約額1,969,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕</p>
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	令和6年2月7日（令和5年12月4日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 庁舎清掃業務委託契約ほか1件（契約額計13,458,390円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月1日に締結していた。〔特記前出〕</p> <p>2 契約事務において、令和5年3月3日に利用したタクシー代9,740円について、令和4年度予算で執行する業務であったため、令和5年3月31日までに履行確認すべきところ、これを行っていなかった。</p>

		た。その結果、令和4年度のタクシーの借上げに係る契約（単価契約、契約期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に基づき支払うことができず、同一業者に発注した令和5年度のタクシーの借上げに係る契約（単価契約、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に基づき支払っていた。
神奈川県厚木児童相談所	令和6年7月5日（令和6年2月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約額653,400円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随意契約を行っていた。
神奈川県大和綾瀬地域児童相談所	令和6年1月24日及び同年9月2日（令和5年12月4日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、児童一時保護委託費（施設委託費）1件、20,454円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立おおいそ学園	令和6年6月18日（令和6年2月5日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、令和4年4月1日に支出負担行為を行うべきところ、令和5年6月12日に行っていた。 〔特記前出〕 2 支出事務において、令和4年度新聞購読料1件、19,800円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立青少年センター [既報告]	令和6年1月23日（令和5	（不適切事項）

	<p>年12月7日及び同月8日職員調査)</p>	<p>1 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 科学部業務用品運搬料（8月分）1件、60,470円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていませんでした。</p> <p>(2) 相談窓口紹介カード2023印刷契約（契約額1,078,000円）の履行確認に当たり、検査員に指定されていない他の所属の職員が受領者となる納品分について、物品検収要領に反し、納品物品と納品書等との照合結果を口頭で報告させており、給付の完了を確認するための検査が適切に行われていませんでした。</p> <p>2 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和5年7月12日、同年9月13日及び同年10月24日に購入し、事業の用に供した図書カード131枚、計168,000円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していませんでした。</p> <p>(2) 賃貸借により調達した電子複写機3台（単価契約）について、借用物品台帳への記録や借用物品管理票の作成など、神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていませんでした。</p> <p>〔特記前出〕</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「青少年センターの機械警備業務委託に関する件」（前記3(1)エ参照）</p>
<p>さがみ緑風園 [既報告]</p>	<p>令和6年3月28日（令和6</p>	<p>(不適切事項)</p>

	年1月22日職員調査)	<p>1 予算の執行において、スクリーンほか17点の購入代1件、147,970円の執行に当たり、全額を「(節) 需用費」とすべきところ、スクリーン(82,500円)については「(節) 備品購入費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、中央監視装置更新工事契約(契約額21,065,000円)について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕</p>
--	-------------	---

キ 健康医療局(14か所、19件)

(7) 本庁機関(3か所、5件)

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月27日(令和6年7月3日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、調理師試験教室用掲示物の印刷代1件、75,900円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p>
保健医療部医療整備・人材課	令和6年8月27日及び同年10月8日(令和6年7月16日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和5年度下半期神奈川県医療機関等物価高騰対応支援金事業運営業務委託契約(契約額22,730,785円)について、受注者へ提供した当該支援金の申請案内の原稿の一部に誤りがあったことから、受注者において当該申請案内の再印刷等が必要となった。これにより、759,000円の追加費用が発生していた。〔特記前出〕</p> <p>2 財産管理事務において、看護師等修学資金貸付金及び理学療法士等修学資金貸付金について、返済免除を決定していた</p>

		もの（看護師等修学資金貸付金105件、47,564,268円及び理学療法士等修学資金貸付金1件、125,000円）があったにもかかわらず、これらを債権額から控除しておらず、債権管理が不適切であった。 〔特記前出〕
保健医療部がん・疾病対策課	令和6年8月27日（令和6年7月17日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和5年6月分の専用回線サービス電話料金1件、15,092円について、支払期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、神奈川県指定難病特定医療費等管理システム改修業務委託契約（契約額11,719,400円）及び肝炎ウイルス検査業務委託2件（単価契約、支払額計32,626円）について、受注者に個人情報扱を扱っているにもかかわらず、契約で定められた個人情報を廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。〔特記前出〕

(4) 出先機関（11か所、14件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県衛生研究所	令和6年10月2日（令和5年12月5日及び同月6日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡等されたとする学術研究助成基金助成金の間接経費660,000円、当該助成金の直接経費に関して生じた利子46円及び厚生労働科学研究費補助金の間接経費480,000円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など1,465,335円と合わせて計2,605,381円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。〔特記前出〕

神奈川県平塚保健福祉事務所	令和6年3月19日（令和5年12月11日及び同月12日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、令和4年4月に開催した感染症診査協議会の委員報酬19,000円について、令和4年度の歳出として整理する必要があったにもかかわらず、履行確認を行わないまま会計年度が終了したため、令和4年度予算で支出ができず、令和5年度予算により支出していた。〔特記前出〕
神奈川県平塚保健福祉事務所秦野センター	令和6年3月19日（令和5年12月13日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、第一種電話柱2本及び支線1条に係る行政財産の使用許可（使用料3,360円）について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。
神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター〔既報告〕	令和6年2月15日（令和5年12月20日及び同月21日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、栄養指導室に係る行政財産の使用許可1件について、令和5年8月23日までに使用許可をすべきところ、これを行わず、許可がないまま栄養指導室を使用させ、その後、許可申請書を受領した上、遡って許可を行っていた。
神奈川県小田原保健福祉事務所	令和6年9月13日（令和6年4月4日及び同月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度生活困窮者等就労準備支援事業及び居住不安定者等居宅生活移行支援事業委託契約ほか1件（精算額計9,869,298円）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月8日に締結していた。
神奈川県厚木保健福祉事務所大和センター	令和6年7月24日（令和6年3月25日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、健康づくりのためのデータ活用事業に係る地区別研修講師への謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税2件、7,694円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。

神奈川県立煤ヶ谷診療所	令和6年6月17日（令和6年5月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和5年度医学検査業務委託契約（単価契約、支払額955,362円）に係る令和5年5月分から同年9月分までの支払額340,778円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。その結果、遅延利息5件、2,000円を支払っていた。〔特記前出〕</p>
神奈川県立よこはま看護専門学校	令和6年6月13日（令和6年2月6日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、デブリーフィング・データ管理システムの賃貸借契約（長期継続契約、契約総額4,059,000円）について、納品時の検査に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に物品検収要領により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p> <p>2 事務事業の執行において、令和5年度卒業証書の印刷契約（契約額57,684円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となる契約であり、同基準に定める個人情報保護の観点からの措置が必要と考えられる場合に該当することから、契約書等を作成し、同基準に準じて受注者に引き渡した個人情報の消去など個人情報保護のための措置を講じる必要があったにもかかわらず、これを作成していなかった。</p>
神奈川県立平塚看護大学校	令和6年1月30日（令和5年12月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 産業廃棄物（蛍光灯ほか）の処分委託契約2件（単価契約、概算総価計89,100円）の締結に当たり、神奈川県財務規則に定める見積書を徴することを省略でき</p>

		<p>る要件に該当しないため、当該契約の受託者となる者から見積書を徴すべきところ、収集運搬委託契約の受託者となる者から処分委託業務を含めた見積書を徴して契約を締結していた。</p> <p>2 令和4年度生化学評価謝礼金1件、5,700円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。</p>
神奈川県精神保健福祉センター [既報告]	令和6年3月14日 (令和6年1月25日及び同月26日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 契約事務において、令和5年度ころといのちの地域医療支援事業 (自殺対策) かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業委託契約 (契約額1,182,600円) について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>2 文書の管理において、精神保健福祉センター職員及び職員の配偶者の個人番号が記入された令和5年分給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書等の書類について、職員の個人番号関係事務における特定個人情報等取扱要領に基づき施錠保管する必要があったにもかかわらず、これを行っていなかった。</p>
神奈川県動物愛護センター [既報告]	令和6年1月22日 (令和5年12月6日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、動物収容自動車の賃貸借契約 (契約額715,440円) に係る令和5年4月分の支払額59,620円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。</p>

ク 産業労働局（7か所、12件）

(7) 本庁機関（5か所、10件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月19日）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあつた。</p> <p>1 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約（長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこととしたため、令和5年度第1四半期の支払額に業務未実施に係る部分が含まれるなど、四半期ごとの支払額が業務量に応じたものとなっていなかった。</p> <p>2 かながわビジネスサポートセンター運営業務委託契約（契約額555,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。</p>
産業部産業振興課	令和6年8月20日（令和6年6月20日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、令和5年5月分のインターネット回線使用料1件、6,823円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>2 契約事務において、自動車関連技術展示商談会 in NISSAN設営等業務委託契約（契約額2,565,997円）について、契約権</p>

		限者の変更決定判断を得ないまま展示に使用するパネルを増やすなどの仕様変更を行い、これに伴い契約額が変更になるにもかかわらず、展示商談会開催前に変更契約（変更契約に伴う増額38,665円）の締結を行っていなかった。
産業部企業誘致・国際ビジネス課	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月21日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、かながわビジネスサポートセンター運営業務委託契約（契約額555,000円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、契約期間の開始日が令和5年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきところ、同年5月11日に締結していた。
中小企業部中小企業支援課	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月24日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、神奈川県中小製造業等特別高圧受電者支援給付金83件、494,480,982円の執行に当たり、「（節）負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「（節）報償費」で執行していた。 〔特記前出〕 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 中小企業支援課小田原駐在事務所空調設備保守点検業務委託契約（長期継続契約、契約総額4,360,623円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）について、令和5年度建築保全業務労務単価の改定を反映させるための変更契約の締結に当たり、改定による増額分37,623円を業務量に応じて四半期ごとに支払うよう約定すべきところ、年間の増額分12,541円を各年度の第1四半期にまとめて支払うこととしたため、令和5年度第1四半期

		<p>の支払額に業務未実施に係る部分が含まれるなど、四半期ごとの支払額が業務量に応じたものとなっていなかった。</p> <p>(2) 中小企業支援課小田原駐在事務所清掃業務委託契約（契約額9,951,480円、契約期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日）に基づき行われた令和4年9月分及び同年10月分における清掃業務について、仕様書で定める清掃回数が不足しており、適正な業務の履行がなされていないにもかかわらず、2か月分の委託料計517,000円全額を支払っていた。</p>
労働部産業人材課	令和6年8月20日及び同年9月24日（令和6年6月28日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、神奈川障害者職業能力開発校が締結している職業訓練委託契約（契約額22,176,000円）について、競争的手続の対象外として財務規則第50条の3第1項各号に定められている契約に該当するとは認められないにもかかわらず、競争的手続を行わないまま特定の者と一者随意契約を締結していた。〔特記前出〕</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「知的障害者に対する委託訓練の訓練生募集に関する件」（前記3(2)ア参照）」</p>

(4) 出先機関（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県計量検定所	令和6年4月26日（令和6年3月4日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>支出事務において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのバンパーに損傷を与えたことに伴う修理代1件、168,388円を支払っていた。〔特記前出〕</p>
神奈川県立西部総合職業技術校〔既報〕	令和6年2月8日（令和5	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、マシニングセンタ賃</p>

告]	年12月14日及び同月15日職員調査)	貸借契約ほか3件（契約額計22,537,416円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が80万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。〔特記前出〕
----	---------------------	---

ケ 県土整備局（10か所、23件）

(7) 本庁機関（2か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年7月31日（令和6年6月10日職員調査）	（不適切事項） 文書の管理において、総務局組織人材部文書課に引き継ぐべき現用文書を保存期間が満了した非現用文書として公文書館に引き渡していた。その結果、公文書館において保存期間が満了した非現用文書として誤認され、選別の上廃棄されていた。
建築住宅部住宅計画課	令和6年8月13日（令和6年6月24日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、第4回神奈川県住宅政策懇話会速記料1件、53,625円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

(4) 出先機関（8か所、21件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県横須賀土木事務所	令和6年2月28日（令和5年12月12日から同月14日まで職員調査）	（不適切事項） 工事事務において、令和4年度急傾斜地崩壊対策工事（ショート債務・公共）その1の設計額の積算に当たり、準備費の人力伐木・処分費について、当初設計に引き続き、変更設計においても建設木くず処分費の単価を誤って適用したため、変更後の設計額（99,077,000円）が209,000円過大であった。
神奈川県平塚土木事務所	令和6年3月14日及び同年	（不適切事項） 工事事務において、次のとおり誤りがあ

	7月11日（令和6年1月30日から同年2月1日まで職員調査）	<p>った。</p> <p>1 急傾斜地崩壊危険区域東田原地区吹付法枠工事の変更設計額の積算に当たり、法面工のモルタル吹付工について、誤った単価加算率を適用して積算していたため、変更後の設計額（81,367,000円）が1,144,000円過大であった。その結果、変更後の契約額（74,027,800円）が1,040,600円過大であった。〔特記前出〕</p> <p>2 令和4年度急傾斜地崩壊対策工事公共（その2）県単（その6）合併の変更設計額の積算に当たり、仮設の敷鉄板の運搬費69,600円を計上していなかったことにより、変更後の設計額（157,443,000円）が110,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（143,550,627円）が101,497円過小であった。〔特記前出〕</p> <p>（要改善事項）</p> <p>「車検等請負契約に関する件」（前記3(1)ウ参照）</p>
神奈川県藤沢土木事務所	令和6年3月19日（令和6年2月5日から同月7日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、立木の管理に当たり、神奈川県県有財産規則第46条に定める立木に係る県有財産台帳を作成し管理すべき単独樹木258本が存在するにもかかわらず、立木に係る県有財産台帳を作成していなかった。〔特記前出〕</p>
神奈川県厚木土木事務所〔既報告〕	令和6年3月6日（令和6年1月15日から同月17日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>工事事務において、令和4年度道路改良工事県単（その21）令和5年度道路改良工事県単（その10）合併の設計額の積算に当たり、仮設工の法面保護シート工について、当初設計に引き続き、変更設計においても法面保護シートの取付け費用のみを計上すべきところ、誤って取外し費用も計上していたため、変更後の設計額</p>

		(13,904,000円) が132,000円過大であった。
神奈川県厚木土木事務所東部センター [既報告]	令和6年3月6日(令和6年1月19日、同月22日及び同月23日職員調査)	(不適切事項) 歳計外現金事務において、街路整備事業の土地評価算定業務等報酬に係る所得税及び復興特別所得税1件、51,866円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県西土木事務所	令和6年2月21日(令和5年12月15日、同月18日及び同月19日職員調査)	(不適切事項) 1 予算の執行において、令和5年4月3日に公文書複写代收収入及び行政文書の写し等の交付費用として納入した現金1件、310円について、令和4年度の収入として処理すべきところ、令和5年度の収入として処理していた。〔特記前出〕 2 支出事務において、令和5年度NHK放送受信料74,454円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行ってなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、令和4年度3月分の積雪観測装置回線使用料19,646円ほか3件(支払額計79,816円)を支払期限より後に支払っていた。〔特記前出〕 3 財産管理事務において、行政財産の使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線に係る使用料1件、1,320円が徴収不足であった。〔特記前出〕 4 物品管理事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) テレビ1台について、特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器廃棄物管理票の写しの交付を受けないまま処分していた。〔特記前出〕

		<p>(2) 庁用自動車の維持管理用に供するため令和5年4月19日に購入した洗車プリペイドカード2枚、計22,000円について、印紙類出納簿へ受払いを記載していなかった。</p> <p>5 事務事業の執行において、平成9年から平成11年頃までに旧松田土木事務所が発注した県道78号（御殿場大井）南足柄市竹松地内下原隧道の照明灯交換工事により発生した蛍光灯用安定器等の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「高濃度PCB廃棄物」という。）について、令和4年12月に同工事の受注者から高濃度PCB廃棄物を倉庫で保管しているとの連絡を受け、このことを再認識し、高濃度PCB廃棄物の処分に着手していたのに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていなかった。また、蛍光灯用安定器等の高濃度PCB廃棄物について、PCB特措法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕</p>
<p>神奈川県県西土木事務所小田原土木センター</p>	<p>令和6年2月21日及び同年8月22日（令和5年12月20日から同月22日まで職員調査）</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 支出事務において、職員が立て替えて支払った駐車場代1件、220円について、立替金の請求期限後に請求が行われていた。</p> <p>2 契約事務において、令和4年度河川修繕工事（ゼロ県債）1件、42,406,100円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。〔特記前出〕</p> <p>3 工事事務において、令和4年度河川改</p>

		<p>修工事公共単合併の変更設計額の積算要に当たり、準備費の伐採処分工について、伐採材の運搬費の計上を行わなかったため、変更後の設計額（39,941,000円）が242,000円過小であった。その結果、変更後の契約額（36,730,100円）が222,200円過小であった。〔特記前出〕</p> <p>4 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1本に係る都市公園の占用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを令和4年6月に認識したため、占用許可とともに許可後の期間に係る使用料の収入調定を行ったが、不当利得返還請求権に基づく占用許可前の期間に係る使用料相当額13,213円の収入調定を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>(要改善事項)</p> <p>「車検等請負契約に関する件」（前記3(1)ウ参照)</p>
<p>神奈川県住宅営繕事務所</p>	<p>令和6年8月13日（令和6年5月29日から同月31日まで職員調査）</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 工事事務において、足柄ふれあいの村浄化槽設備改修工事地質調査業務委託（契約額4,112,900円）の設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても運搬日数を誤って計上していたため、変更後の設計額（4,840,000円）が11,000円過小であった。</p> <p>2 財産管理事務において、行政財産の使用許可に当たり、使用許可日数を366日として使用料を算定すべきところ、365日で計算したため、使用料を誤って許可していた。これにより、使用料2件、13,800円が徴収不足であった。</p> <p>3 歳計外現金事務において、横須賀警察署上町一丁目連絡所除却工事実施設計業</p>

		務の測量設計報酬に係る所得税及び復興特別所得税1件、55,208円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
--	--	---

コ 会計局（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
指導課	令和6年7月23日及び同年9月18日（令和6年6月8日職員調査）	（不適切事項） 事務事業の執行において、県機関及び徴収、収納又は支出事務を委託している団体等を対象とした会計事務検査について、根拠規程である神奈川県会計事務検査要綱では、定期検査の実施回数を原則として年1回と定めているところ、これと異なる基準を下位規程において定め、同要綱に定める回数に満たない頻度で定期検査を行っていた。

サ 企業庁（5か所、6件）

(7) 本庁機関（4か所、5件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年7月19日（令和6年5月15日職員調査）	（要改善事項） 「水道営業所における災害対策に関する計画の整備状況に関する件」（前記3(2)イ参照）
財務部財産管理課	令和6年7月19日（令和6年5月17日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線7本に係る普通資産の貸付契約について、事業者が貸付申請せずに設置していることを平成29年4月に認識していたにもかかわらず、長期にわたり貸付契約の締結を行っていなかった。この結果、設置から10年以上経過した令和5年11月に事業者には催告したため、不当利得返還請求権に基づく貸付契約前の期間に係る貸付料相当額190,125円のうち、54,663円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。

財務部情報管理課	令和6年7月19日（令和6年5月14日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和5年10月分の京阪横浜ビルの電気料金82,645円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。
水道部水道施設課	令和6年7月19日（令和6年5月23日及び同月24日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、給水装置工事サポートシステム運用業務委託契約（契約額18,014,700円）の令和5年12月分（支払額1,155,192円）の検査に当たり、契約書で定められた期限の3日後に検査を完了していた。〔特記前出〕 2 工事事務において、企水第381号茅ヶ崎市赤羽根～東海岸基幹管路更新（推進）工事地質調査業務委託（第4工区）ほか2件（最終契約額計19,861,600円）の設計額の積算に当たり、地質調査機材等の運搬費について、当初設計に引き続き、変更設計においても運搬日数を誤って計上していたため、変更後の設計額（最終設計額計23,386,000円）が374,000円過小であった。

(イ) 出先機関（1か所、1件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県企業庁相模原水道営業所	令和6年5月30日（令和6年4月15日及び同月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、相模原水道営業所管内減圧弁定期点検委託及び修繕工事1件、1,100,000円の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の2日後に検査を完了していた。

シ 議会局（1か所、2件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務課	令和6年9月18日（令和6	（不適切事項） 1 契約事務において、神奈川県議会議員

	年8月7日及び同月8日職員調査)	用防災服ほかの購入契約（契約額1,735,360円）の締結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。 2 庶務事務において、令和4年3月31日に退職した臨時的任用職員1名の退職手当について、算定の基礎となる勤続期間を4年間とすべきところ、1年間で算定したため、支給額が598,623円不足し、当該不足額の支給に当たり、遅延損害金1件、18,450円が発生していた。〔特記前出〕
--	------------------	---

ス 教育委員会（52か所、84件）

(7) 本庁機関（7か所、19件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務室	令和6年8月2日及び同年10月2日（令和6年6月3日職員調査）	(不適切事項) 1 支出事務において、保有する公用車4台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料26,464円を支払っていた。 2 契約事務において、横浜修悠館高等学校ほか1校コンピュータ教室機器賃貸借（再リース）契約ほか2件（契約額計3,058,704円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。
行政部財務課	令和6年8月2日及び同年10月2日（令和6年6月5日職員調査）	(不適切事項) 1 収入事務において、就学支援金の申請書類の保護者からの提出が遅れたことにより就学支援金を充当することができずに収入未済となった令和元年度の授業料1件、29,700円について、その後、文部

		<p>科学省へ過年度に係る実績報告書の訂正を行うことにより追加支給を受ける必要があったにもかかわらず、令和5年12月まで当該実績報告書の訂正を行っておらず、追加支給の手続が著しく遅れていた。〔特記前出〕</p> <p>2 支出事務において、消耗品代1件、570円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 令和5年度県立高等学校等授業料収納データ作成等業務委託契約（単価契約、支払額1,997,887円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和5年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設けることなくその効力を遡及させていた。</p> <p>(2) 令和5年度県立高等学校等新入生一括登録に係るデータエントリ業務委託契約（単価契約、支払額1,480,986円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。</p>
<p>行政部教育施設課</p>	<p>令和6年8月2日及び同年10月2日（令和6年6月6日職員調査）</p>	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、県土整備局住宅営繕事務所（以下「住宅営繕事務所」という。）への依頼工事により実施した神奈川県立光陵高等学校（以下「光陵高校」という。）における体育館改修及び耐震補強工事（以下「本件工事」という。）について、教育局行政部教育施設課（以下「教育施設課」という。）は、</p>

		<p>住宅営繕事務所から本件工事の予算が不足するとの報告を受けて、バレーボール支柱等の体育館の備品（以下「床関連備品」という。）の調達（調達額2,583,900円）について、本件工事の契約とは別の契約により支払うこととし、令和5年11月に本件工事の契約の対象から除外したが、同年10月には、本件工事の請負業者（以下「業者」という。）が光陵高校に床関連備品を納入し、受領されていることなどから、新たに床関連備品の調達に係る契約を締結することはできず、また、本来、床関連備品の調達を本件工事の契約の対象から除外することはできないものであったところ、教育施設課は、令和6年3月になって、予算の流用を行い必要な財源を確保した上で執行手続を行い、業者に対して床関連備品の費用を支払っているが、これは、適正な手続により締結した契約に基づく支払ではなく、不適正な経理処理を行って業者に対して支払を行ったものであった。〔特記前出〕</p> <p>2 支出事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 電気代2件、23,100円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。</p> <p>(2) 保有する公用車1台について、業務上、テレビを視聴する必要性がないと認められるにもかかわらず、テレビ受信機能を有するカーナビゲーションを搭載し、NHKと放送受信契約を締結しており、令和5年度において受信料6,616円を支払っていた。</p>
--	--	--

		<p>3 物品管理事務において、神奈川県立光陵高等学校の体育館に設置するために取得したバレーボール支柱など備品3点（価格計1,669,800円）について、同校に対して備品台帳への登録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を取得年度に依頼していなかった。その結果、同校における物品の管理に係る手続が会計年度を超えて遅延していた。〔特記前出〕</p>
指導部高校教育課	令和6年8月2日同年10月2日（令和6年6月10日職員調査）	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 上矢部高校CG教室機器の借入契約終了に伴う情報機器買取代1件、149,270円の執行に当たり、大型インクジェットプリンタ（112,860円）については「(節) 備品購入費」とすべきところ、全額を「(節) 需用費」で執行していた。</p> <p>(2) 神奈川県立厚木王子高等学校のネットワーク機器の購入代1件、7,150,000円の執行に当たり、L3 Switch等の物品等に係る執行科目ごとの金額について、落札額の内訳書における単価等に基づき算出すべきところ、予定価格積算時における物品等の積算額に落札率（契約金額の予定価格に対する比率をいう。）を乗じるなどして算出していた。その結果、「(節) 備品購入費」の支出済額が922,850円過大となっていた一方で、「(節) 需用費」の支出済額が同額過小となっていた。</p> <p>2 支出事務において、甲種防火管理新規講習受講手数料1件、6,000円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れてい</p>

		<p>た。</p> <p>3 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 神奈川県公立高等学校等特色紹介冊子「輝けきみの明日—行きたい・知りたい公立高校—令和6年度入学生にむけて」の作成代（契約額1,518,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕</p> <p>(2) 令和6年度神奈川県立中等教育学校入学者決定（令和5年度実施）におけるイベント予約システム及びインターネット出題システム構築及び運営保守業務委託契約（契約額1,089,000円）の検査に当たり、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められた期限の1日後に検査を完了していた。〔特記前出〕</p> <p>4 物品管理事務において、購入により取得したL3 Switch等（価格計3,080,000円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕</p>
指導部保健体育課	令和6年8月2日（令和6年6月12日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、令和4年度公立幼稚園等安心・安全対策支援事業費補助金3件（交付決定額計1,837,400円、精算額計1,771,200円）について、令和4年度に行った補助金交付決定の時点で支出負担行為の決裁を受ける必要があったところ、年度を超えて令和5年度に決裁を受けていた。</p>

支援部子ども教育支援課	令和6年8月2日及び同年9月18日（令和6年6月13日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、全国小学校家庭科教育研究会全国大会神奈川大会賛助金ほか2件（支払額計280,000円）の執行に当たり、「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、「(節)報償費」で執行していた。
生涯学習部文化遺産課	令和6年8月2日（令和6年6月18日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、15,794円について、調定を重複して2回行っていた。これにより、使用料15,794円を重複して徴収していた。

(イ) 出先機関（45か所、65件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県教育委員会 教育局湘南三浦教育 事務所 [既報告]	令和6年3月26日（令和6年2月19日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度神奈川県道徳教育研修会に係る講師への謝礼金2件、60,000円について、履行確認が業務終了後3月を超えて遅れていた。
神奈川県立図書館	令和6年2月28日（令和5年12月13日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、県立図書館エレベーター保守管理業務委託契約（契約額2,112,000円）について、入札の不調による随意契約の締結に当たり、再度の入札を実施しておらず、地方自治法施行令及び神奈川県財務規則運用通知に定める随意契約によることができる要件に該当しないにもかかわらず、随意契約を行っていた。
神奈川県立金沢文庫	令和6年9月24日（令和6年3月5日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、次のとおり誤りがあった。 1 無体財産権許諾利用料1件、330,990円について、(款) 財産収入 (項) 財産運用収入 (目) 財産貸付収入 (節) 特許権

		<p>等運用収入とすべきところ、(款) 諸収入(項) 雑入(目) 雑入(節) 教育費雑入で収入していた。</p> <p>2 所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費945,000円並びにこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子26円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わないなど計945,029円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。〔特記前出〕</p>
神奈川県立近代美術館	令和6年9月24日(令和6年1月30日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>1 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費に関して生じた利子19円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など496,299円と合わせて計496,318円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。〔特記前出〕</p> <p>2 歳計外現金事務において、講師謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税1件、40,702円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>
神奈川県立総合教育センター	令和6年8月13日(令和6年3月18日及び同月19日職員調査)	<p>(不適切事項)</p> <p>契約事務において、令和5年度中高生SNS相談@かながわ業務委託契約(契約額8,657,000円)に係る契約書について、業務の履行により生じる成果物の著作権の帰属に関し、仕様書と異なる内容の約定を行っていた。</p>
神奈川県立歴史博物館	令和6年9月18日(令和6	<p>(不適切事項)</p> <p>予算の執行において、所属する研究者か</p>

	年2月6日職員調査)	ら令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費2,010,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子74円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など648,143円と合わせて計2,658,217円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。〔特記前出〕
神奈川県立生命の星・地球博物館	令和6年2月8日及び同年9月18日（令和5年12月14日及び同月15日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、所属する研究者から令和5年度に譲渡されたとする科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の間接経費5,205,000円及びこれら補助金等の直接経費に関して生じた利子144円について、地方自治法の規定に基づき歳入予算に編入すべきところ、これを行わず、令和4年度からの間接経費等の繰越分など3,746,621円と合わせて計8,951,765円について、市中銀行に開設した預金口座で別途に経理していた。〔特記前出〕
神奈川県立横浜緑ヶ丘高等学校	令和6年9月5日（令和6年4月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度県立学校人権教育校内研修会講師謝礼金ほか1件（支払額計42,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。
神奈川県立光陵高等学校	令和6年5月7日（令和5年12月11日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、清水ヶ丘公園体育館使用料ほか4件（支払額計14,534円）について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。〔特記前出〕

神奈川県立横浜氷取沢高等学校	令和6年9月9日（令和6年4月17日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,356円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立新羽高等学校	令和6年9月25日（令和6年4月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、令和5年度における部活動インストラクター12名の委嘱に当たり、部活動インストラクター取扱要綱に反し、所要の保険への加入契約を行っていなかった。〔特記前出〕
神奈川県立白山高等学校	令和6年8月20日（令和6年4月16日職員調査）	（不適切事項） 庶務事務において、修学旅行等引率指導業務に係る教員特殊業務手当について、特殊勤務手当実績整理簿へ記載していなかったため、1件、20,400円を支給していなかった。
神奈川県立荏田高等学校	令和6年9月13日（令和6年4月12日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和6年1月分の部活動インストラクター謝礼1件、210,400円について、部活動インストラクター取扱要綱に定められた日に支払を行っていなかった。
神奈川県立川崎北高等学校〔既報告〕	令和6年3月11日（令和6年1月18日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、神奈川県立川崎北高等学校機械警備業務委託契約（契約総額1,574,532円、契約期間：平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕
神奈川県立生田高等学校	令和6年9月13日（令和6年1月11日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、生徒用ロッカーリース契約ほか2件（契約総額11,491,200円）の令和元年度から令和4

		<p>年度までの支払額計3,953,400円について、公費により支出すべきところ、私費会計から支出していた。〔特記前出〕</p> <p>2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>(1) 物品の購入を含む放送設備更新・改修工事契約（契約額2,420,000円）の締結に当たり、予定価格が160万円を超える財産の買入れであることから競争入札により契約者を決定すべきところ、予定価格250万円以下の工事又は製造の請負として見積合せを行い随意契約を締結していた。また、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>(2) 私費会計により調達していた生徒用ロッカーの買取契約3件（契約額計7,776,300円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が160万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p>
神奈川県立相模原高等学校	令和6年9月9日（令和6年4月22日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 スクールロッカーの購入契約ほか3件（契約額計20,912,320円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。〔特記前出〕</p> <p>2 スクールロッカーの購入契約ほか3件（契約額計20,912,320円）について、契約書に契約締結日の記載がなかった。</p>

		<p>〔特記前出〕</p> <p>3 物品運搬代1件、499,400円について、会計局長通知に基づき、発注書を作成すべきところ、これを作成していなかった。</p> <p>4 Wi-Fiアンテナ用LANケーブル修繕代1件、11,000円について、緊急時等の対応として起案用紙等を用いて予め方針を伺った上で発注すべきところ、これを行わずに発注していた。</p> <p>5 格技場エアコン設置代ほか192件（支払額計22,983,522円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。〔特記前出〕</p>
神奈川県立相模原弥栄高等学校	令和6年8月27日（令和6年5月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 予算の執行において、防犯カメラ増設工事代1件、396,000円の執行に当たり、防犯カメラの購入に要する経費（110,000円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、設置費と併せて全額を「（節）需用費」で執行していた。</p> <p>2 契約事務において、物品の購入を含む防犯カメラ増設工事契約（予定価格429,000円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。〔特記前出〕</p> <p>3 財産管理事務において、令和4年度及び令和5年度に実施した、サッカーグラウンド照明改修工事ほか4件（契約額計4,268,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出</p>

		<p>を行ったときに必要な工作物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、工作物台帳価格が4,269,000円過小であった。〔特記前出〕</p> <p>4 物品管理事務において、購入により取得した防犯カメラ（価格110,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。〔特記前出〕</p>
神奈川県立神奈川総合産業高等学校	令和6年7月1日（令和6年5月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、校内害虫駆除業務代ほか1件（支払額計196,350円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成を行っていなかった。</p>
神奈川県立上鶴間高等学校	令和6年9月6日（令和6年4月15日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、自動販売機等の設置に係る教育財産の使用許可1件について、使用料の算定を誤って許可し、これを修正するための変更許可が3月を超えて遅延していた上、許可日を遡っていた。</p>
神奈川県立横須賀高等学校	令和6年7月2日（令和6年4月26日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>事務事業の執行において、昭和34年から横須賀高等学校本館（A棟）に設置していた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である投光器（水銀灯）用安定器2台について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく保管等の届出を長期にわたり行っていないかった。また、同法施行令に定める期間内に処分の委託を行っていなかった。〔特記前出〕</p>

神奈川県立海洋科学 高等学校	令和6年9月 5日（令和6 年4月26日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、湘南丸船舶局及び船 舶地球局定期検査請負契約（契約額 2,402,000円）の履行確認に当たり、神奈川 県財務規則に基づき検査調書を作成しなけ ればならない場合に該当するにもかかわらず、 これを作成していなかった。
神奈川県立追浜高等 学校	令和6年7月 11日（令和6 年4月26日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、天吊り型スクリー ン設置工事代1件、275,000円の執行に当 たり、「（節）需用費」とすべきところ、 「（節）工事請負費」で執行していた。
神奈川県立津久井浜 高等学校	令和6年8月 2日（令和6 年4月26日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、物理室ほか3室の理 科実験台修理工事（予定価格計5,717,000 円）について、一括して競争入札により契 約者を決定すべきところ、物理室（同 1,221,000円）、化学室Ⅰ（同1,712,000 円）、化学室Ⅱ（同1,584,000円）及び生物 室（同1,200,000円）に分割し、それぞれ見 積合せにより随意契約を締結していた。
神奈川県立横須賀南 高等学校	令和6年6月 5日（令和6 年4月16日職 員調査）	（不適切事項） 契約事務において、体育館屋根側溝内防 水改修工事（契約額2,288,000円）の履行確 認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検 査調書を作成しなければならない場合に該 当するにもかかわらず、これを作成してい なかった。
神奈川県立七里ガ浜 高等学校 [既報告]	令和6年3月 18日（令和5 年12月8日職 員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、防災倉庫1基の購 入代449,075円の支払に当たり、公費により 支出すべきところ、私費会計から支出して いた。
神奈川県立湘南高等 学校	令和6年6月 11日（令和6 年4月26日職	（不適切事項） 予算の執行において、教育財産の目的外 使用許可に伴う使用料及び光熱水費の立替

	員調査)	収入1件、10,604円について、光熱水費(6,080円)の立替収入については、(目)教育立替収入とすべきところ、使用料と併せて全額を(目)教育使用料で収入していた。
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和6年6月3日(令和6年4月26日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に伴う光熱水費の立替収入4件、61,527円について、調定が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立鶴嶺高等学校	令和6年8月15日(令和6年5月7日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和5年度予算で執行する鶴嶺高等学校機械警備業務委託契約(契約総額1,848,000円、契約期間:令和5年4月1日から令和10年3月31日まで)及びエレベーター保守点検業務委託契約(契約額198,000円)について、会計局長通知に反し、令和4年度である令和5年3月17日及び同月29日に契約を締結していた。
神奈川県立厚木東高等学校 [既報告]	令和6年2月26日(令和5年12月1日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和5年10月分の上下水道料金2件、300,049円について、納期限までに支払を行っていなかった。 2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に通信線等が共架されているものがあった。これにより、令和5年度の共架電線等に係る使用料7件、9,240円が徴収不足であった。[特記前出]
神奈川県立厚木商業高等学校 [既報告]	令和6年3月28日(令和5年12月12日職員調査)	(不適切事項) 1 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電柱に防犯灯3基が共架されているものがあった。[特記前出] 2 物品管理事務において、スクワットトラック1台ほか4点(価格計973,350円)に

		ついて、不用決定を行わないまま処分していた。
神奈川県立大和高等学校	令和6年6月20日（令和6年5月8日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、生徒用ロッカー購入代ほか1件（支払額計5,456,407円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立大和南高等学校	令和6年8月28日（令和6年5月8日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、仮設校舎に設置した自動販売機設置場所貸付契約に係る貸付料1件、4,695円について、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）教育費雑入とすべきところ、（款）財産収入（項）財産運用収入（目）財産貸付収入（節）土地建物等貸付収入で収入していた。 2 支出事務において、令和元年度授業料に係る過誤納還付金1件、29,700円について、誤徴収した日から1年を超えて還付していた。〔特記前出〕 3 契約事務において、物品運搬業務委託ほか1件（契約額計4,587,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立大和東高等学校	令和6年7月2日（令和6年5月8日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、3,983円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立大和西高等学校	令和6年6月24日（令和6年5月8日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、県立学校渉外費1件、5,000円について、前渡金精算報告が

	員調査)	<p>3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、校舎床ワックス清掃委託契約（契約額499,400円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p>
神奈川県立中央農業高等学校	令和6年7月25日（令和6年5月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、3棟1階農業実習室ほか2室のエアコン取付工事（予定価格計2,999,700円）について、一括して競争入札により契約者を決定すべきところ、3棟1階農業実習室（同999,900円）、2棟2階園芸第1実験室（同999,900円）及び2棟1階畜産第1実験室（同999,900円）に分割し、それぞれ見積合せにより随意契約を締結していた。</p>
神奈川県立座間高等学校	令和6年9月2日（令和6年5月16日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、グラウンド用防球ゲージ売買契約（契約額1,859,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。</p> <p>2 財産管理事務において、神奈川県立座間高等学校グラウンド照明設備等設置工事により新設した照明設備6件（取得価額計1,829,418円）及び処分した照明設備1件（台帳価格999,000円）について、神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく工作物に係る県有財産台帳の補正を行っていなかった。〔特記前出〕</p> <p>3 事務事業の執行において、令和5年度卒業証書の筆耕に係る契約（契約額67,804円）について、神奈川県個人情報取扱事務委託基準の対象となる契約であ</p>

		り、同基準に定める個人情報保護の観点からの措置が必要と考えられる場合に該当することから、契約書等を作成し、同基準に準じて受注者に引き渡した個人情報の返還など個人情報保護のための措置を講じる必要があったにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立相模向陽館高等学校 [既報告]	令和6年4月4日 (令和6年1月10日職員調査)	(不適切事項) 1 収入事務において、領収した現金について、神奈川県財務規則で定める当日の最終領収書原符裏面に集計金額を記載すべきところ、令和5年8月23日領収分については、400円過少に記載しており、令和6年1月5日及び同月9日領収分については、集計金額(2件、9,600円)を記載していなかった。 2 契約事務において、「ライフコネクション」授業に係る講師への謝礼金1件、121,980円について、履行確認が業務実施日から3月を超えて遅れていた。
神奈川県立綾瀬西高等学校	令和6年6月19日 (令和6年5月8日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、折畳式バスケット装置の購入ほか1件(契約額計7,370,000円)の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。
神奈川県立寒川高等学校 [既報告]	令和6年3月18日 (令和6年1月9日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、令和5年4月分上下水道料金の立替収入1件、1,845円について、収入調定後、速やかに納入通知書を発行すべきところ、発行が3月を超えて遅れていた。
神奈川県立愛川高等学校	令和6年8月29日 (令和6年8月29日職員調査)	(不適切事項) 収入事務において、就学支援金の申請書類の保護者からの提出が遅れたことにより

	年5月16日職員調査)	就学支援金を充当することができず収入未済となった令和元年度の授業料1件、29,700円について、その後、文部科学省へ過年度に係る実績報告書の訂正を行うことにより追加支給を受ける必要があったにもかかわらず、令和5年12月まで当該実績報告書の訂正を行っておらず、追加支給の手続が著しく遅れていた。〔特記前出〕
神奈川県立中原支援学校	令和6年4月12日及び9月13日（令和6年3月1日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、令和5年度機械警備業務委託（契約額369,600円、契約期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）について、校舎の耐震補強工事の完了時期となる令和5年10月に合わせた契約期間とするなどし、その後に新たな契約を開始することにより、仮設校舎からの移転に伴う機器の撤去及び再設置に係る費用が当該契約額に含まれるため不要となるところ、令和5年度末までの契約期間としたことにより、機器の撤去費用338,800円、再設置に係る費用1,496,000円、計1,834,800円の支出を要することとなり、不経済な執行となっていた。〔特記前出〕
神奈川県立平塚支援学校	令和6年7月24日（令和6年5月13日職員調査)	(不適切事項) 支出事務において、医療衛生用品購入代2件、156,965円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。
神奈川県立伊勢原支援学校	令和6年7月24日（令和6年5月13日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、南棟和室改修工事（契約額2,310,000円）について、固定資産取扱要領第3条第30号に規定される資本的支出を行ったときに必要な建物台帳価格の再算定及び神奈川県県有財産規則第47条の規定に基づく財産台帳の補正を行っていなかったため、建物台帳価格が2,310,000円

		過小であった。〔特記前出〕
神奈川県立えびな支援学校	令和6年5月7日（令和6年3月22日職員調査）	（不適切事項） 1 財産管理事務において、共架電線2本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額56,840円のうち15,209円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。 2 歳計外現金事務において、地域支援事業研修会講師謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,327円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。
神奈川県立座間支援学校	令和6年7月2日（令和6年5月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、エアコン修理代1件、45,100円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。

セ 公安委員会（11か所、11件）

(7) 本庁機関（4か所、4件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
総務部総務課	令和6年8月6日（令和6年6月14日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、スキャナーの賃貸借及び保守契約ほか1件（長期継続契約、契約総額計11,860,200円）について、受託者による第三者への再委託に当たり、契約で定められた書面による事前の承認を行っていなかった。〔特記前出〕
総務部会計課	令和6年8月6日（令和6年6月25日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、鑑識課において逗葉新道回数通行料を職員が立て替える必要が生じた際、職員が立て替えることができる立替金の限度額の範囲内で支払う必要があると教示すべきところ、誤って8,400円の回

		数券を立て替えて購入するよう教示していた。その結果、立替金の限度額を超えて、鑑識課職員が支出していた。
総務部施設課	令和6年8月6日（令和6年6月5日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、金沢警察署幸浦交番ほか5交番整備・維持管理・修繕更新事業基本契約ほか5件（契約額計702,542,500円）について、契約期間の延長に当たり、契約書で定める施設整備業務期間の末日である令和6年3月31日までに変更契約を締結していなかった。〔特記前出〕
警務部警務課	令和6年8月6日（令和6年6月24日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、採用時健康診断及び採用試験時身体検査委託契約（単価契約、支払額9,962,700円）について、受注者に個人情報を取扱っているにもかかわらず、契約で定められた重要情報を完全に廃棄又は消去した旨の証明書を提出させていなかった。

(イ) 出先機関（7か所、7件）

監査実施箇所名	監査実施日	不適切事項又は要改善事項
神奈川県旭警察署	令和6年7月18日（令和6年4月24日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、行政財産の使用許可の失効に伴う使用料1件、9,175円の還付について、還付手続が用途廃止後3月を超えて遅れていた。
神奈川県港南警察署	令和6年5月24日（令和6年4月19日職員調査）	（不適切事項） 予算の執行において、回転いす等の購入代1件、9,790,000円の執行に当たり、記載台3点（価格計415,800円）については「（節）備品購入費」とすべきところ、「（節）需用費」で執行していた。
神奈川県宮前警察署	令和6年6月19日（令和6年4月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、宮前平駅前交番樹木剪定業務委託契約（契約額150,700円）につ

	員調査)	いて、令和4年3月25日付け会計局指導課長通知に反し、業務の主たる部分を第三者に再委託することを承認していた。
神奈川県横須賀警察署	令和6年7月30日（令和6年1月31日職員調査)	(不適切事項) 契約事務において、警察署独身寮に設置させている自動販売機の使用に伴う電気料について、自動販売機設置場所賃貸借契約（契約総額616,041円、契約期間：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）に基づき、貸主である警察署長との協議の上、借主が支払わなければならないとされているにもかかわらず、令和5年度分計83,169円を借主に負担させていなかった。〔特記前出〕
神奈川県鎌倉警察署 〔既報告〕	令和6年4月23日（令和6年3月14日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、支線柱1本及び支線1条に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額54,098円のうち40,544円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県大磯警察署	令和6年8月21日（令和6年5月9日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、共架電線3本に係る行政財産の使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和5年5月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額114,628円のうち50,468円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。
神奈川県相模原南警察署 〔既報告〕	令和6年4月10日（令和5	(不適切事項) 契約事務において、A重油等の購入契約（単価契約、概算総価額1,544,620円）の締

	年12月12日職員調査)	結に当たり、神奈川県財務規則の規定に基づき契約書を作成しなければならない場合であったにもかかわらず、契約書の作成を省略していた。
--	--------------	--

(2) 不適切事項及び要改善事項が認められなかった箇所

ア 政策局 (13か所)

(7) 本庁機関 (10か所)

知事室、いのち・未来戦略本部室、政策部総合政策課、政策部土地水資源対策課、政策部情報公開広聴課、政策部NPO協働推進課、自治振興部市町村課、自治振興部広域連携課、自治振興部地域政策課、基地対策部基地対策課

(1) 出先機関 (1か所)

神奈川県東京事務所

[以下既報告] (2か所)

神奈川県統計センター、神奈川県立かながわ県民活動サポートセンター

イ 総務局 (17か所)

(7) 本庁機関 (5か所)

デジタル戦略本部室、組織人材部人事課、組織人材部行政管理課、財政部税制企画課、財政部税務指導課

(1) 出先機関 (5か所)

神奈川県横浜県税事務所、神奈川県藤沢県税事務所、神奈川県厚木県税事務所、神奈川県自動車税管理事務所、神奈川県給与事務センター

[以下既報告] (7か所)

神奈川県神奈川県税事務所、神奈川県緑県税事務所、神奈川県戸塚県税事務所、神奈川県川崎県税事務所、神奈川県高津県税事務所、神奈川県平塚県税事務所、神奈川県小田原県税事務所

ウ 暮らし安全防災局 (5か所)

(7) 本庁機関 (4か所)

総務室、防災部危機管理防災課、暮らし安全部暮らし安全交通課、暮らし安全部消費生活課

(1) 出先機関 (1か所)

神奈川県消防学校

エ 文化スポーツ観光局 (5か所)

(7) 本庁機関 (3か所)

総務室、文化課、観光課

(1) 出先機関 (1か所)

神奈川県立スポーツセンター

[以下既報告] (1か所)

神奈川県パスポートセンター

オ 環境農政局 (11か所)

(7) 本庁機関 (4か所)

脱炭素戦略本部室、環境部環境課、農水産部農政課、農水産部農業振興課

(4) 出先機関 (6か所)

神奈川県農業技術センター北相地区事務所、神奈川県農業技術センター三浦半島地区事務所、神奈川県農業技術センター足柄地区事務所、神奈川県県央家畜保健衛生所、神奈川県湘南家畜保健衛生所、神奈川県東部漁港事務所

[以下既報告] (1か所)

神奈川県横浜川崎地区農政事務所

カ 福祉子どもみらい局 (14か所)

(7) 本庁機関 (8か所)

共生推進本部室、子どもみらい部次世代育成課、子どもみらい部子ども家庭課、子どもみらい部青少年課、子どもみらい部私学振興課、福祉部地域福祉課、福祉部高齢福祉課、福祉部障害サービス課

(4) 出先機関 (4か所)

神奈川県小田原児童相談所、神奈川県立子ども自立生活支援センター、神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県立中井やまゆり園

[以下既報告] (2か所)

神奈川県立かながわ男女共同参画センター、神奈川県立女性相談支援センター

キ 健康医療局 (13か所)

(7) 本庁機関 (7か所)

保健医療部医療企画課、保健医療部医療保険課、保健医療部健康危機・感染症対策課、保健医療部県立病院課、保健医療部健康増進課、生活衛生部生活衛生課、生活衛生部薬務課

(4) 出先機関 (2か所)

神奈川県平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所、神奈川県立衛生看護専門学校

[以下既報告] (4か所)

神奈川県鎌倉保健福祉事務所、神奈川県小田原保健福祉事務所足柄上センター、神奈川県厚木保健福祉事務所、神奈川県食肉衛生検査所

ク 産業労働局 (12か所)

(7) 本庁機関 (3か所)

中小企業部商業流通課、中小企業部金融課、労働部雇用労政課

(4) 出先機関 (4か所)

神奈川県かながわ労働センター県央支所、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立東部総合職業技術校二俣川支所、

[以下既報告] (5 か所)

神奈川県かながわ労働センター、神奈川県かながわ労働センター川崎支所、神奈川県かながわ労働センター湘南支所、神奈川県障害者雇用促進センター、神奈川県障害者職業能力開発校

ケ 県土整備局 (26か所)

(7) 本庁機関 (19か所)

事業管理部県土整備経理課、事業管理部建設業課、事業管理部用地課、都市部都市計画課、都市部技術管理課、都市部環境共生都市課、都市部交通政策課、都市部都市整備課、都市部都市公園課、道路部道路企画課、道路部道路管理課、道路部道路整備課、河川下水道部河港課、河川下水道部砂防課、河川下水道部下水道課、建築住宅部公共住宅課、建築住宅部建築指導課、建築住宅部建築安全課、建築住宅部営繕計画課

(4) 出先機関 (6か所)

神奈川県横浜川崎治水事務所、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センター、神奈川県リニア中央新幹線推進事務所、神奈川県流域下水道整備事務所、神奈川県城山ダム管理事務所、神奈川県三保ダム管理事務所

[以下既報告] (1 か所)

神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター

コ 会計局 (2か所)

会計課、調達課

サ 企業庁 (23か所)

(7) 本庁機関 (7か所)

財務部財務課、財務部会計課、水道部経営課、水道部計画課、水道部浄水課、利水電気部利水課、利水電気部発電課

(4) 出先機関 (4か所)

神奈川県企業庁平塚水道営業所、神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場、神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所、神奈川県企業庁酒匂川水系ダム管理事務所

[以下既報告] (12 か所)

神奈川県企業庁相模原南水道営業所、神奈川県企業庁津久井水道営業所、神奈川県企業庁鎌倉水道営業所、神奈川県企業庁藤沢水道営業所、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所、神奈川県企業庁厚木水道営業所、神奈川県企業庁海老名水道営業所、神奈川県企業庁大和水道営業所、神奈川県企業庁寒川浄水場、神奈川県企業庁水道水質センター、神奈川県企業庁相模川発電管理事務所、神奈川県企業庁発電総合制御所

シ 議会局（3か所）

経理課、議事課、政策調査課

ス 教育委員会（141か所）

(7) 本庁機関（8か所）

行政部行政課、行政部教職員企画課、行政部教職員人事課、行政部厚生課、インクルーシブ教育推進課、支援部学校支援課、支援部特別支援教育課、生涯学習部生涯学習課

(1) 出先機関（116か所）

神奈川県教育委員会教育局学校事務センター、神奈川県教育委員会教育局県央教育事務所、神奈川県教育委員会教育局中教育事務所、神奈川県立鶴見高等学校、神奈川県立鶴見総合高等学校、神奈川県立神奈川工業高等学校、神奈川県立横浜翠嵐高等学校、神奈川県立城郷高等学校、神奈川県立横浜平沼高等学校、神奈川県立横浜立野高等学校、神奈川県立横浜清陵高等学校、神奈川県立横浜南陵高等学校、神奈川県立横浜明朋高等学校、神奈川県立永谷高等学校、神奈川県立商工高等学校、神奈川県立保土ヶ谷高等学校、神奈川県立希望ヶ丘高等学校、神奈川県立二俣川看護福祉高等学校、神奈川県立横浜旭陵高等学校、神奈川県立磯子工業高等学校、神奈川県立金沢総合高等学校、神奈川県立釜利谷高等学校、神奈川県立港北高等学校、神奈川県立岸根高等学校、神奈川県立霧が丘高等学校、神奈川県立田奈高等学校、神奈川県立元石川高等学校、神奈川県立川和高等学校、神奈川県立新栄高等学校、神奈川県立舞岡高等学校、神奈川県立横浜桜陽高等学校、神奈川県立上矢部高等学校、神奈川県立柏陽高等学校、神奈川県立横浜栄高等学校、神奈川県立松陽高等学校、神奈川県立横浜緑園高等学校、神奈川県立横浜修悠館高等学校、神奈川県立横浜瀬谷高等学校、神奈川県立川崎高等学校、神奈川県立大師高等学校、神奈川県立川崎工科高等学校、神奈川県立新城高等学校、神奈川県立住吉高等学校、神奈川県立多摩高等学校、神奈川県立百合丘高等学校、神奈川県立生田東高等学校、神奈川県立菅高等学校、神奈川県立麻生総合高等学校、神奈川県立麻生高等学校、神奈川県立相原高等学校、神奈川県立相模原城山高等学校、神奈川県立津久井高等学校、神奈川県立上溝高等学校、神奈川県立上溝南高等学校、神奈川県立相模田名高等学校、神奈川県立麻溝台高等学校、神奈川県立横須賀大津高等学校、神奈川県立横須賀工業高等学校、神奈川県立平塚江南高等学校、神奈川県立高浜高等学校、神奈川県立平塚湘風高等学校、神奈川県立鎌倉高等学校、神奈川県立深沢高等学校、神奈川県立藤沢西高等学校、神奈川県立藤沢工科高等学校、神奈川県立藤沢総合高等学校、神奈川県立湘南台高等学校、神奈川県立小田原東高等学校、神奈川県立西湘高等学校、神奈川県立小田原城北工業高等学校、神奈川県立茅ヶ崎北陵高等学校、神奈川県立茅ヶ崎西浜高等学校、神奈川県立逗子葉山高等学校、神奈川県立三浦初声高等学校、神奈川県立

秦野高等学校、神奈川県立秦野総合高等学校、神奈川県立秦野曾屋高等学校、神奈川県立厚木高等学校、神奈川県立厚木北高等学校、神奈川県立厚木清南高等学校、神奈川県立厚木西高等学校、神奈川県立伊勢原高等学校、神奈川県立海老名高等学校、神奈川県立有馬高等学校、神奈川県立座間総合高等学校、神奈川県立足柄高等学校、神奈川県立綾瀬高等学校、神奈川県立大磯高等学校、神奈川県立二宮高等学校、神奈川県立大井高等学校、神奈川県立山北高等学校、神奈川県立吉田島高等学校、神奈川県立相模原中等教育学校、神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立鶴見支援学校、神奈川県立横浜南支援学校、神奈川県立保土ヶ谷支援学校、神奈川県立金沢支援学校、神奈川県立みどり支援学校、神奈川県立あおば支援学校、神奈川県立瀬谷支援学校、神奈川県立三ツ境支援学校、神奈川県立高津支援学校、神奈川県立麻生支援学校、神奈川県立津久井支援学校、神奈川県立相模原中央支援学校、神奈川県立相模原支援学校、神奈川県立岩戸支援学校、神奈川県立武山支援学校、神奈川県立湘南支援学校、神奈川県立鎌倉支援学校、神奈川県立藤沢支援学校、神奈川県立小田原支援学校、神奈川県立茅ヶ崎支援学校、神奈川県立秦野支援学校

[以下既報告] (17 か所)

神奈川県教育委員会教育局県西教育事務所、神奈川県立川崎図書館、神奈川県立神奈川総合高等学校、神奈川県立横浜国際高等学校、神奈川県立旭高等学校、神奈川県立市ヶ尾高等学校、神奈川県立金井高等学校、神奈川県立向の岡工業高等学校、神奈川県立橋本高等学校、神奈川県立平塚農商高等学校、神奈川県立平塚工科高等学校、神奈川県立大船高等学校、神奈川県立小田原高等学校、神奈川県立茅ヶ崎高等学校、神奈川県立伊志田高等学校、神奈川県立平塚中等教育学校、神奈川県立横浜ひなたやま支援学校

セ 人事委員会事務局 (2 か所)

神奈川県人事委員会事務局総務課、神奈川県人事委員会事務局給与公平課

ソ 監査事務局 (2 か所)

神奈川県監査事務局総務課、神奈川県監査事務局監査課

タ 労働委員会事務局 (1 か所)

神奈川県労働委員会事務局審査調整課

チ 選挙管理委員会 (1 か所)

神奈川県選挙管理委員会

ツ 収用委員会事務局 (1 か所)

神奈川県収用委員会事務局

テ 神奈川県漁業調整委員会（1か所）

神奈川県漁業調整委員会事務局

ト 内水面漁場管理委員会（1か所）

神奈川県内水面漁場管理委員会事務局

ナ 公安委員会（警察本部）（101か所）

(7) 本庁機関（54か所）

総務部広報県民課、総務部装備課、総務部情報管理課、総務部留置管理課、警務部教養課、警務部厚生課、警務部監察官室、生活安全部生活安全総務課、生活安全部人身安全対策課、生活安全部少年育成課、生活安全部少年捜査課、生活安全部生活経済課、生活安全部生活保安課、生活安全部サイバー犯罪捜査課、地域部地域総務課、地域部通信指令課、神奈川県警察自動車警ら隊、神奈川県警察鉄道警察隊、刑事部刑事総務課、刑事部捜査第一課、刑事部捜査第二課、刑事部捜査第三課、刑事部鑑識課、刑事部組織犯罪対策本部組織犯罪分析課、刑事部組織犯罪対策本部暴力団対策課、刑事部組織犯罪対策本部薬物銃器対策課、刑事部組織犯罪対策本部国際捜査課、神奈川県警察機動捜査隊、神奈川県警察科学捜査研究所、交通部交通総務課、交通部交通規制課、交通部交通指導課、交通部交通捜査課、交通部駐車対策課、神奈川県警察第一交通機動隊、神奈川県警察第二交通機動隊、神奈川県警察高速道路交通警察隊、交通部運転免許本部運転免許課、交通部運転免許本部運転教育課、警備部公安第一課、警備部公安第二課、警備部公安第三課、警備部外事第一課、警備部外事第二課、警備部警備課、警備部危機管理対策課、神奈川県警察第一機動隊、神奈川県警察第二機動隊、横浜市警察部、川崎市警察部、相模原市警察部、相模方面本部、神奈川県警察サイバーセキュリティ対策本部、神奈川県警察学校

(4) 出先機関（33か所）

神奈川県加賀町警察署、神奈川県山手警察署、神奈川県磯子警察署、神奈川県金沢警察署、神奈川県南警察署、神奈川県伊勢佐木警察署、神奈川県神奈川警察署、神奈川県緑警察署、神奈川県青葉警察署、神奈川県戸塚警察署、神奈川県栄警察署、神奈川県瀬谷警察署、神奈川県横浜水上警察署、神奈川県川崎警察署、神奈川県中原警察署、神奈川県高津警察署、神奈川県多摩警察署、神奈川県田浦警察署、神奈川県横須賀南警察署、神奈川県三崎警察署、神奈川県逗子警察署、神奈川県大船警察署、神奈川県藤沢北警察署、神奈川県平塚警察署、神奈川県小田原警察署、神奈川県松田警察署、神奈川県秦野警察署、神奈川県伊勢原警察署、神奈川県厚木警察署、神奈川県大和警察署、神奈川県相模原警察署、神奈川県相模原北警察署、神奈川県津久井警察署

〔以下既報告〕（14か所）

神奈川県戸部警察署、神奈川県鶴見警察署、神奈川県保土ヶ谷警察署、神奈川県港北警察署、神奈川県都筑警察署、神奈川県泉警察署、神奈川県川崎臨港警察署、神奈川県幸警察署、神奈川県麻生警察署、神奈川県葉山警察署、神奈川県藤沢警察署、神奈川県茅ヶ崎警察署、神奈川県座間警察署、神奈川県海老名警察署